

第10日目（9月12日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。傍聴の皆様には、早朝より大変ありがとうございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、関常幸君から家事都合のため遅刻、副市長から公務のため早退、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位12番、議席番号14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 おはようございます。傍聴者の皆さん、本当にありがとうございます。久しぶりの傍聴者がいますので、張り切って一般質問をさせていただきたいというふうに思います。それでは、早速、発言を許されましたので通告に従って、今回は防災関係と雇用創出に関連しまして2点質問いたします。

1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

特に防災関係は、私が一般質問3人目ですので、大分重複していると思います。通告してありますので、通告に従って質問しますが、その部分につきましては簡潔な答弁で結構でありますので、お願いいたします。最初に「想定外」の水害からどう市民を守るかであります。西日本豪雨災害では、2,200人を超える犠牲者と、家屋、インフラ等被害は甚大で、平成最悪の水害になりました。西日本豪雨災害だけでなく、毎年のように日本各地で大きな水害が相次ぎ、また地球温暖化に伴いゲリラ豪雨を含む、まさに想定外での大雨、豪雨災害が多く発生しております。これらを受けて国土交通省は、これまでの降雨想定100年から200年に一度の雨から2015年の改正水防法で、1000年に一度程度の確率での降雨とし、それにより想定される最大規模の浸水想定を出すことを河川管理者に義務づけました。

この浸水想定公表を受けて、各自治体は1000年に一度の確立での新たな、洪水ハザードマップの策定を進めています。議長の許可を得て、説明資料として新聞広告の抜粋を配らせていただきましたが、新潟県下ではことし7月時点で9市町村が策定済みであり、南魚沼市も今年度中には策定の方角で進めていますが、ほかの自治体も2018年、2019年あたりでおおむね策定をする予定であります。この背景には、想定外は起こり得ることであり、1000年に一度といえ、それがことしなのか来年なのかということも否定できないぐらい相次いで自然災害が起こり、その被害の大きさを目の当たりにしている現実があるわけであり、そういう中で、1000年に一度の豪雨から市民を守るための災害に向かう自助、共助、公助の全てを含む水防をどう進めるか、これは最大の行政課題であります。

そこで、質問でありますけれども、実効性ある洪水ハザードマップの策定をということで、具体的な質問としまして①1000年に一度の確立想定の新たな洪水ハザードマップをどう活用

して、市民への周知と危機意識、防災意識を高めるか、ということであります。国土交通省の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の見直しで、各自治体が策定する1000年に一度という想定規模の新たな洪水ハザードマップは、住民には想定が大き過ぎて、現実的に捉えられないという面も出てくると思いますし、過去の経験からそうは言っても大丈夫だろうというように思いがちではないかというふうにも思います。また、1000年という想定には行政の防災対策も難しく、マップをつくって配布をして、行政も住民もそれで終わってしまうことも懸念されますが、想定外の事態が起こり得る時代であり、きのうも話が出ましたけれども、現に西日本豪雨災害では倉敷市の真備町では、1000年に一度の発生確率に基づく洪水ハザードマップと実際の浸水が一致して起こったという現実もあります。その意味でこのハザードマップの役割を明確にして、住民の防災意識、危機意識をどう高めるかは大変重要であります。その点を考えて、まずお聞きいたしますけれども、この点、昨日と重複する部分が多くありますので、ごくごく簡潔な答弁でお願いしたいというふうに思います。

2点目でありますけれども、その想定に対する避難場所等の確保と避難誘導はどうするかであります。国土交通省が示した信濃川水系、魚野川洪水浸水想定区域図、想定最大規模からは、従来の100年から200年に一度の想定洪水ハザードマップに比べて、浸水想定区域も浸水深、深さですね、も拡大しています。今までの避難経路も場所も水没するところも出ると思いますし、したがって避難場所、そこに向かう誘導等も当然改めて考える必要がありますが、大規模想定の中にあっても安全に、そして実効性ある洪水ハザードマップでなければならぬわけです。現時点の策定に向けての概要、または考え方で結構ですのでお答えをいただきたいというふうに思います。

次に(2)としまして、新たに防災マップを作成、配布して、市民の自然災害への備えと対応、市の防災対策を共有する必要はないかということであります。市は防災計画によって細かな災害時の対応や、市民の行動等を示していますけれども、膨大過ぎまして、行政職員でもその内容を十分理解しているとはいえないと私は感じています。

2年ぐらい前になりますか、滋賀県の東近江市に会派で防災関係の政務調査に行ってきました。以前議場でも紹介したと思いますけれども、防災マップを作成しまして、市民の意識向上、日常的な準備等、呼びかけていました。配布した資料をちょっとごらんいただくと、その表紙だけ載せましたが、目を凝らしていただければ、目次からそのマップの内容もわかると思います。市の防災体制、対策と合わせて、市民の災害に対する日常的な備え、心の備え、そして物的な備えも含めてあれなのですけれども、そして地区別のハザードマップ等もまとめたもので、大変効果的に感じました。

国、自治体の防災体制が大きく変わるこのときに、こういう防災マップをあわせ作成して、自助——自助共助の自助でありますけれども——自助の第一歩としてはどうかと考え、伺うところでありましたが、きのう示したこの糸魚川のものでしょうか。市が考えている新たなハザードマップと多分同じではないかというふうに思いますので、同じであればそうようにお答えをいただきたいというふうに思います。

(3) 番としまして、その自助、共助の面から、継続する自主防災組織活動のための支援と取り組みをということであります。災害が大きくなればなるほど自助、共助ということは必要であり、重要だと私は思っております。そのために具体的な質問として次の3点を伺います。これもまた簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

①番としまして、行政区長会で配布、差しかえをしています、要配慮者台帳、避難行動支援者名簿は活用されているかということですが、実際、災害等がなければ活用しないと。そうかもしれませんし、そのほうが本来的にはいいのかもしれませんが、万が一のときに生かせるような指導も、行政区の準備もしていないようにも私は思いますので、お伺いをいたします。

②といたしまして、西日本豪雨災害では多くの犠牲者を出しましたが、その中で愛知県大洲市三善地区は、ここも多くの世帯が浸水をしましたが、奇跡的に犠牲者がゼロだったそうであります。このことはテレビでも報道されていましたが、日経新聞にも出ていましたのでご存じの方も多いうふうに思います。資料としてつけましたが、この三善地区は過去の災害を教訓にしまして、災害・避難カードを個人個人につくりました。災害時どう行動しなければならないか、どこにどういう経路で避難しなければならないか。支援が必要な高齢者や障がいのある人のリストなど、A3程度にまとめまして、見えるところに張るなどして、事前の対応ができていたために、自主的な、そして早めの避難行動ができたのだということでもあります。

災害時、まず第一に自分の命は自分で守るという意識を持って、迅速な行動につなげるために、この災害・避難カードを各自主防災組織で策定する指導と、策定のための支援をしてはどうかということ②番として伺います。また、きのうも話も出ましたが、自主防災組織の組織率は96.9%だそうです。非常に高いわけですけれども、役員が毎年交代するということも多くありまして、なかなか活動取り組みが継続しない面もあるようです。

そこで、今まで述べました、洪水ハザードマップ、防災マップ、災害・避難カードそれらを活用しながら、自助・共助のために、その地区の状況に合わせた自主防災組織による防災訓練。時期は総合防災訓練に合わせたほうが効果的だと思いますが、そういう継続的な訓練実施が必要でないかと思っておりますので、お伺いをするところであります。

以上、壇上にての質問を終わりますけれども、今回も項目は多いですが、きのうの質問との重複もあり、また今回は特にピンポイントで単刀直入に質問しておりますので、質問部分だけ簡潔な答弁をお願いしたいというふうに思います。答弁によりましては質問席で再質問を行います。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 皆さんおはようございます。傍聴の皆さんも大変早朝からありがとうございます。

1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

この水害が大変大きなものが起きましたので、今回はこのことについて質問される方が多いということです。端的にやりますが、用意もしてきておりますので、よろしくお願いいたします。まず、実効性あるハザードマップの作成の中の、1000年の一度というこの指摘であります。新たに公表されました1000年に一度の確立では、はっきりいって現実味がないと思います、正直いって。思いますが、確立がゼロではありません。先ほどお話もあつたとおりであります、100年に一度の確立想定には、想定外といわれた災害も現在では、先の西日本では1000年に一度のその数字がもう出てしまったということでもあります。

西日本の豪雨災害でも避難勧告等が出されましたが、住民の皆さんが、被災しないだろう、また、うちは大丈夫だという、そういう思い込み。また、過去の経験則、経験値で逃げなかったということも、大変指摘をされたところでもあります。人ごとではなくて、昨年の南魚沼市の浦佐地区の水害でも同じことがいえました。魚沼市でも先般もそういう事例であります。発令したけれども避難者はゼロだったということでもあります。

このようなことを踏まえまして、新たに作成をする南魚沼市のハザードマップ、これを活用して、災害は以前と違う状況になっているということ、ことさら強調させていただき、作成後の地区ごとの説明会、そして防災の座談会、市民ふれあい講座、これはそのほかにも私もさまざま住民の皆さん、市民の皆さんにお会いしますので、そういう事々、そしてできれば議員諸兄からもさまざまところでこれらのことについて、ぜひ、啓蒙をお願いしたいというふうに思っております。

それから、2番目のご質問であります。避難場所などの確保、想定に対応するということでもあります。1000年に一度という想定、そして避難誘導であります。現在の避難所の指定状況を再度確認する必要があると思います。現時点では、一応は大きな変化、変更はないものというふうに考えていますが、基本的には平成26年の災害対策基本法の改正により定義づけられた避難場所の条件に、今はよっていますので、災害による被害のリスクがある立地条件の施設については、避難所として指定を行わない。

これはさまざま言えると思います。きのうの議論の中でもありましたが、地震のときの避難場所、そして水害。例えば五十沢地区においては、あつてはならんですが、ダムを上流部に擁しておりまして、これらの放水も普通の放水、そしてそのリスクを高めないためにやる放水、最悪のダム破堤といいますかダムの崩壊、これをしないようにするための、被害は出ますけれども、放流しなければいけないという状況というのも、この西日本で体験したわけですので、これらも含めて、これまでどおりの想定でいいのかということがありますので、やるべきだと思います。

そして、避難誘導についてであります、これについては、先ほどからお話があるように、本当に真剣にその地域特性によってつくり上げるべきだと思います。このハザードマップによっては、例えばそういう越水とか、洪水が起きた場合の水位がどこまで上がるかとか、ここは危険だということは指摘できると思います。避難場所の、この場所、通常であればここ

の避難場所ということですが、きのうの津波でんでんこの話ではありませんが、いろいろな事態に想定したことは地域の皆さんが一番よく知っているわけであって、そういうことを盛り込めればいいですが、盛り込めない、全部書ききることはできないというふうにも思っているところもあって、できれば地域の皆さんの日ごろのそういう、このマップに基づいた、基礎にした、そういう計画があるべきというふうに考えているところでもあります。

2番目の、新たな防災マップを作成し、その共有の必要はないかということです。新たに作成するハザードマップにつきましては、議員の言われているような防災マップとしての機能を有するものとしたらと思っていますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

3番目の自主防災組織のこのご指摘であります。要配慮者台帳や避難行動要支援者名簿、災害発生時においてこれは特に「共助」、自助、共助、公助の中の共助の部分に非常に重要な役割を果たすというふうに思っています。ただし、これらは名簿がいくらできても、通常の訓練、通常、平常のそういう準備といいますか、事に当たる準備の中で生かされない限り意味がない。なので、このことをやはり先ほどいったような地域の活動、自主防災組織等の活動の中で、いかに通常からそれを行っていただくかということが最も肝要かと思っています。

この中で問題点がやっぱりあるわけです。この要支援者の名簿は、平常時用の名簿記載については、名簿をつくるに当たって基本的に本人の同意が必要なのですね。これは個人情報ということがあります。全ての対象者が名簿に記載されるとは限らない。このために特に避難支援が必要であるのに、記載されていないという人が、どうしても出てしまう可能性があります。事前の確認や対策に有効に活用できないなどの声もあるわけであります。これらを鑑みても、共助という部分で行政がそういう法律の縛り、個人情報の行き過ぎたそういう解釈が、私はあると思っていますのですが、名簿作成にはどうしてもそれはでも経なければいけません。こういうことが支障になっているという部分。非常事態ですから、法律の人命が上なのかどうかという、最後はそういう議論にまで私はなると思います。

これらも含めて、それを行政に任されることだけではなくて、これを突破できるのが地域の方だと思います。通常からおばあちゃんほどの部屋で寝ている、どういう行動をしている、そういうことがわかるのは地域の人たち以外ありませんから、これらも含めて行政の成し得るその範囲と、そして地域の人たちがそれを突破して行っていける範囲、これらを合わせ持たない限り、いくら議論してもなかなか前に進まないという部分だと思いますので、ぜひともそういうことも、今回の西日本のそういう先例、そして現在の北海道における地震等も含めて、災害がいつでも起こるという想定の中で、これらを考えていく必要があると思っています。その大きな気づきのステップの1つとして、ハザードマップの、そして防災マップを併用したそういうものの作成が非常に大事かなと思っていますところでもあります。

2つ目のこの大洲市の三善地区の事例であります。災害避難カードの効用であります。おっしゃったとおり、大変効果があったということでもあります。自助の向上にこれは有効なものだと思います。カードではありませんけれども、同様の記載欄を当市もこれからつくるハ

ザードマップ等この中で掲載するという予定を、今、担当課では立てております。

ハザードマップの配布後には防災座談会や、自主防災組織のリーダー研修などいろいろなことがあると思いますが、これらを通じて指導とお願いをしていこうという思いであります。なかなかカードを持っていたからといってということがあります。我々が目指しているそういうところにハザードマップに記載する、それだけで足りることとは到底思えませんが、1つの一助になる。そしてさらにもっと必要なのは、そういうことが必要なのだという住民の皆さんへの意識づけのステップになるというふうに思っております、大変いい事例であったし、やっぱりまねるべき点はまねていこうということでもあります。

3つ目の自主防災訓練のいろいろな今ほど申し上げたハザードマップや避難カード、災害避難カード等を活用して効果を高めろということだと思いますが、今後は新たに作成するハザードマップを活用した訓練の実施を進めるとともに、特に災害によるリスクが高い地区。これは地区によっていろいろ違います。水害のときに大変な地区になるだろうというところが、一番この地域にとっては大きな問題かと私も考えておりますが、これらについて今年度、浦佐地区の新町地区の皆さんは個別の対応でそういう訓練も行ってくれたということでもあります。大変素晴らしいことだと思っております、このことも含めて、きのうの議論も含めて、こういうことをやっていこうということでもあります。

防災訓練も市内全部が一律ということではなくて、例えば五十沢のダムの、先ほど言ったような放流等にかかる、そういうことも想定してもいいのか。これはこれから防災担当と我々がよく詰めて、そして皆さんのご意見やさまざまな皆さんからのご指摘等も受ける中で、新たにもう一度考えを緊張感を持って考えながら、この問題をやっていきたい。ぜひ、来年の7月の防災訓練等ではそういうことが生かしていけたらというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

再質問をさせていただきます。きのう大分課題も出ましたので、重複は避けたいと思いますが、ちょっと気になるところ三、四点を再質問させていただきたいというふうに思います。まず、一番最初なのですけれども、市長が冒頭に、正直言ってこの1000年に一度というのは現実味がない。正直なお答えだと思うのですけれども、だけれども首長、これから1000年に一度のハザードマップをつくろうという段階で、前段でそのことはやっぱりないかなというふうな私は思いがするので、その行政の1000年に一度のハザードマップの策定する本気度というあたりを、最初に私は再質問してみたいというふうに思います。

一番問題なのは、今ほど言いました1000年に一度という確率に行政がどう本気で取り組むかということ、ここがなければ、今度新しいハザードマップはそれこそ絵に描いた餅——こういうと全く意味が逆になりますので、全くつくり物になってしまうわけなのです。1000年に一度の想定が現実には起こっているという、きのうも話がありました、そういう中でハザードマップの役割というのは重要であることは間違いのないわけではありますが、まずは示され

た想定される最大規模の浸水想定を、行政がどう受け止めて、どう住民が正しくその想定を理解して、危機意識、防災意識を持てるハザードマップをつくるかが私は第一だというふうに思うのです。

ですので、冒頭の市長の答弁は、私はちょっと残念です。この1000年に一度の確率で想定される最大規模の降水想定をどう認識しているのかということですよ。ちょっとわかりづらいので、もっと具体的にはっきりと申しますよ。言い換えれば、市長はきのう、こうかざして、このハザードマップ——これは今の、現行のハザードマップですけれども、これは100年に一度、100年から200年に一度のハザードマップの想定であります。今、これから問題にしなければならないのは、1000年に一度。これは言うまでもないことですが、これは浦佐地区のハザードマップであります。このハザードマップを見てみますと、中は浸水の深さは、浦佐駅周辺で2メートルから5メートルなのです。今度、1000年に一度のこの想定では、この浸水の深さ、浦佐駅周辺ではどのぐらいになりますか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

1000年に一度でつくりますよ。先ほど私が答弁したのが正しく伝わらなかったら、私のちょっと言葉足らずだと思います。ただ、その後のことも言っているんですよ。1000年に一度というのが、やっぱり現実味が薄れてしまうということもあるかもしれないですね、と言ったのです。良く解釈してくださいよ。本当にそういうことが今起こり得るということを住民に向かって話をどんどんしていきます、と言っているわけです。なので、最初のところだけ取り上げられると、私があたかも災害に対して、何かあんまり、何ていうのですか、もっと気楽に考えているようにとられたら、これは大問題なので、ちょっとそういうのを気をつけてもらいたいと思います。後のほうでよく話をしたつもりです。

そして、1000年に一度のマップをつくりたい。ただ、もう一回もとに戻ると、避難勧告もそうなのです。避難勧告を出さなければいけない立場なのです。だけれどもあんまり出し過ぎるとみんなが逃げなくなるのです。そういうことも含めて現実味、もっとこの重要性をきちんと伝えられることは、どういうことができるのだろうかということは、首長としては常に考えていますので、これは全国的な市長さん方もみんな同じことを言っています。これらもありますので、ぜひ、きっとお願いします。想定される浸水については、細かいところはもう防災のほうはつかんでいますので答弁させます。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

浦佐地区の1000年に一度の浸水区域なのですが——浸水区域でない浸水深ですね。こちらのほうは新潟のほうと比べて、河川が上流部というのは余り広がりはありません。メートルまではちょっと把握してありませんが、現在の深さとそう変わりはないというふうに今のところはつかんでいます。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

大変、ちょっと冒頭からエキサイトしてしまって、聞き手の粗相で大変ご迷惑をおかけしました。ちょっと言い過ぎたところは私は訂正したいと思いますし、市長の真意は理解いたしました。

ところが、今、防災担当が、新しいハザードマップの中で浦佐地区の水深はわかりません、大体同じぐらいですと言っていました。だけれども、これはもう公表されているのですね。インターネットを見ればわかるのですよ。色塗りでもう出ているのですよ。はっきりした何メートルというのは出ていませんけれども。これによりますと、図面が小さくてよくわからないのですけれども私はこの色で判断しますと、多分、水没の深さは今まで2メートルから5メートルだったのが、浦佐駅周辺は5メートルから10メートルの区域ですよ。普通、5メートルといえば2階の床上ぐらいですよ。10メートルといえば4階があれば4階になるかもしれない。普通の家屋だったら水没するのです。そういうところが、行政の本気度はどうなのかということなのです。そこを私が言いたいわけなのです。

そういう状況をつかんでおかなければ、市長は先ほどから言いましたように、避難場所や避難ルートも決まらないわけなのです。そこをしっかりとしてもらいたい。きのう3番議員が、浸水の深さの標識の話をしました。執行部の皆さん、全く考えていないようでした。10メートルはどのぐらいのところなのかということが、市民の皆さんがわからなければ、どこまで垂直避難していいのかわからないのです。そういうのを都市としてやっているところもある。そういう考えはありますかということを、多分、3番議員は言ったのです。それがなかなか理解されていない。そこが行政のこの1000年に一度のハザードマップを策定するに、本気度というのを私はちょっと確認したかったわけなのですが、そこら辺、どういう認識を持っておられるのか、もう一度お聞きをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

本気度がないと言われたら、絶対ないとは言いませんが、今、言われたその資料は国交省ですかね、それらも全部精査をしてこれからつくるのですから。議員は先に今インターネットで見たという情報に基づいてしゃべっているということですよ。先にそれを言ってもらってもよかったわけですが、そういうことだと思います。これからやるので、本気度を持ってやりますから、そう私がちょっと火をつけたところもあったかもしれませんが、きちんとやらせてもらいます。

そして、きのうの3番議員とのやりとりは、なるほどというふうに思いました。子供たちにとっても、例えば、大人は10メートルという何階建てとかわかりますよね。子供たちはわかりませんから、本当は今の段階でもあるべきだというふうに思っていますので、きのういい指摘をしていただいたと、これは十分検討しなければならないというふうに思っています。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

市長、ちょっと考え違いされているようでありますけれども、これからつくるのではなくて、今つくっているのですよ。何をもとにしてつくっているかという、国交省、河川管理者が 1000 年に一度に想定した浸水区域、これをもとにして、今、1000 年に一度の洪水ハザードマップをつくっているのです。これからそれらを精査してではなくて、もうこれを前提にしなければならないのです。そういうふうなことが、先ほどから言っているように、私はちょっとどうにかならんかなというふうなことなのです。

もっと心配なのは、浦佐地区は 5 メートルから 10 メートルに水没するのです。そして、その水が継続する時間——これも公表されているのです、24 時間から 72 時間、3 日間ですよ。そういう状態が続くのです。そういうのはもう公表されて、これを前提にハザードマップをつくらなければならないのです。今の現行のこのハザードマップ、浦佐地区を見ますと、浦佐の川西地区と五箇の一部、境川ですけれども、この方々は洪水のときに魚野川の多聞橋を通過して、川東の小中学校、B & G 体育館に避難するのです。そのとき、それは危険ではないかと言ったら、執行部の人は、水はそんなに急に増えないからというような答弁でありました。そういう判断は、今度の想定の中ではもう通用しないと思います。そういう危険な避難誘導があってはならないというふうに思うわけでありますので、実効性のあるハザードマップを目指して、本当に進められているのか。しつこいようでありますけれども、再度確認したいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

もう一度担当にお話しさせますが、いろいろ国交省ともやりとりをしていて、その浸水深がどのぐらいになるかということはわかっているようであります。なので、ただそれにもいろいろな見解があるということをお話しさせていただきます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

先ほど浸水深の話をお話ししましたが、佐藤議員がおっしゃるように、浦佐のところはこのカテゴリーの中では 5 メートルから 10 メートルとなっていると思いますが、国の説明会等に担当が行ったところでは、それほどこの辺の地区には、下流に比べて広がりがないというふうな説明がありましたので、先ほどの答弁のようにさせていただいたということです。

また、子供さんとかは、5 メートル、10 メートルといってもどのぐらいかわからないというお話がありましたが、今の現在のハザードマップを見ていただければわかると思うのですが、そこにも家の形があって、人間の形があって、5 メートルはこの辺ですよ、1 メートルはこの辺、2 メートルは 1 階の軒下まで、5 メートルは 2 階の床上までつかう程度というのが図示されてありますので、今、全くそれがされていないということではありません。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

はい、わかりました。そこら辺は実際のその場所で、今、自分が、避難する人がそこに立っている場所で、ここはどこまで水が来るのだというのがわからないとだめだからということで私は言ったのです。この机上の書類のこの中で、5メートルといえばこのくらいですよというのはわかります。そういうことではないので、今後のことに期待をしたいというふうに思います。余りここだけにこだわっているわけにはいきませんので、もうちょっと気がかりなことがあるので、そこを再質問させていただきます。

要配慮者台帳、避難行動支援者名簿の活用に関連しての再質問であります。配付した資料をちょっとまた見ていただきたいのですけれども、最近の災害による——余り最近でもないのですけれども、犠牲者の高齢者の割合を調べてみました。ここに書いてある一番上の平成16年の新潟・福島豪雨、これは間違いではないかと思われるかもしれませんが、これは平成23年のものではなくて、平成16年の俗にいう7.13水害のことです。

そのように高齢者の割合が高くなっていて、災害時の要援護者対策については、国のほうでは、災害時要援護者の避難支援ガイドラインによって今やっているわけですが、それが東日本大震災の被災のときには、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の死亡者は、これもやっぱり6割。そしてまた、さらに障がい者の死亡率は、被災者住民の全体の死亡率の約2倍というようなこともありまして、それを踏まえて平成25年に災害対策基本法が改正になったのです。それで、避難行動に要支援の名簿の活用は実効あるものにして避難支援をしなければならないという意味で改正になったのです。

きのうの執行部の答弁も、きょうの市長の答弁も言っていましたよ。本人の同意がなければなかなか難しいので、実際に運用というのはいろいろ難しいところがあるというふうな話がありました。だけれども私の認識では、その改正の中では、避難行動支援者名簿の作成は市町村に義務づけ、その作成に際して必要な個人情報を利用することができる。本人から同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援関係者に情報を提供すること。平常時に同意を得てですね。ただ、現に災害の発生やその恐れがあるときは、本人同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援関係者、その他の者に提供できるというふうになっているのです。さらに、場合によっては、個別計画を立てて避難支援を含んだ、そういう改正が行われまして、内閣府からは避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というものも、多分来ているのですよね。そういうところを見ますと、やっぱりちょっとそこら辺の認識違いもありまして——私の勘違いかもしれませんが、そうしたら指摘してもらえればいいのですけれども——認識違いがありまして、なかなか高齢者とか要支援の方々の実際の、この人たちは逃げたくても逃げられないのです。そういうところに支援の手が届かない、そういうことになってはしないかと思っておりますので、そこをひとつお願いいたします。

○議長 市長。

○市長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

今、よく聞きました。おっしゃるとおりです。内閣府から来ているそういう指針というか

そういうことでちゃんとつくる、いろいろあると思います。こっちがわかっていないわけありません、私もわかっています。さっき議員がおっしゃった一番最後のほう。通常では私はなかなか難しいと思います。ただ、差し迫った危機においては、個人情報とかそういうことを超えてやっていいということではないでしょうか。だけれども、ふだんからの訓練が大事なときに、その差し迫った状況ではないときに、それをもとにしてできるのでしょうかということを先ほどから言っているのです。ご理解いただけませんか。これは担当課はよくわかっていますよ。ちょっと答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

今ほどのご質問の中の要支援者名簿のところの活用の部分につきましては、議員からお話があったとおり、同意のある人については配布しておりますし、同意がない人についても非常時においては公表するという形をとっております。

現在私どものほうの市でこの名簿を作成後、そういった案件といいますか、活用する必要があるかどうかという判断が迫られたのが、去年の浦佐地区の災害のときでした。ですので、私どもは同意のない方の名簿を支援者のほうに配布するしないについて、関係者のほうに連絡等をとって対応するところまでいきましたが、時間的には災害の程度のほうが収束してきましたので、配布までは至りませんでした。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 「想定外」の水害からどう市民を守るか

そこら辺に私の法解釈がちょっと拡大し過ぎたのかもしれないので、私もちょっと改めなくてはなりませんけれども、要はこれが改正されたのは、要支援者、逃げたくても逃げられない高齢者、障がい者の方を何とか救わなければならないという法の趣旨なのですよね。そこを理解しながら、この制度といいますかをやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間の関係もありますので、ちょっと進みますけれども、この問題のまともに入りたいと思います。防災はどこまでやれば完了ということではありませんし、そして想定外の災害が起こる時代であります。そういう中ではますます自助・共助が重要であります。先ほど見てもらった三善地区の災害避難カード、その点、有効だというふうに思います。市はハザードマップの中でそういうのを加えると言いましたけれども、きのうの3番議員もありましたが、それが日常的に、コンパクトにどこかに、家の冷蔵庫のところにも張り出されて見ていられるような、そういうのが必要だと思いますので、もう一度一考していただきたいというふうに思います。

まさに防災の原点の自助を促す重要な取り組みだというふうに私は思っているところがあります。そして自主防災組織の役割ですけれども、ここはもちろん共助であります。残念ながら、現状の組織率は高いですけれども、なかなか継続した活動がこのところとれていないということでもあります。ハザードマップを活用しながら、今後自主防災組織の訓練も考えていくという市長の答弁に今後期待をしまして、想定外の水害からどう市民を守るかという部

分は終わりたいというふうに思います。

2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

次の2問目の質問に移ります。ちょっと待ってください、ちょっとエキサイトしまして。じゃあ、若者雇用の問題に移りたいというふうに思います。若者が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後ということで通告をさせていただきました。市の進める、若者が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の取り組みは、大きく2つの流れがあると思います。ここに書いてあるとおり、林市長が市内企業の活性化と既存企業のPR、認知を高めることで若者の地元就職につなげる。もう一つは井口市長が種をまいた若者雇用のための新たな産業振興の流れです。この2つの流れが着実に進められて、私は産業振興、雇用拡大につながるものというふうに考えております。

そこで、2点お伺いいたします。林市政が目指す、若者が地元就職に興味を持つ仕組みづくりの進捗と後は、ということでありました。林市政スタート1期目2年が、間もなく経過しようとしています。この林市政が目指す若者が帰ってこられる住みやすいふるさと南魚沼市、その実現に向けての取り組みの1つが、産業振興面での市内企業の人手不足の解決を含め、きのうの一般質問でも少し出ましたけれども、若者が地元就職に興味を持つ仕組みづくりをできるだけ早くつくりたいということを進めているわけですが、その進捗と期待できる今後の展望をお聞かせいただきたい。

2点目につきましては、書いてあるとおりでありますけれども、井口市長が目指した若者の求職と地元の求人とのミスマッチ、その解消も含めて、メディカルタウン構想、グローバルITパーク、サテライトオフィス等、新たな産業振興、雇用創出に向けた動きを今進めているわけですが、今後どう進めていくかというところでありまして。とりあえずこの動きを継続できるのか、できないのか。当然継続していかなければならないわけですが、継続できるのであれば、どう進めるのかのあたりを簡潔にお願いしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

それでは、佐藤議員の2つ目のご質問に答えていきます。若者から地元就職に興味を持っていただくこと、幾つかの要素が考えられると思います。そのために、大きく3つかなとちよつとまとめてきました。時代に合った雇用の場があることだと思います。以前、当市での雇用は圧倒的に製造業、または建設業、物を生み出すという、そういう価値観の時代でありました。今もそれも続いておりますが、そういうことが非常に強かった。一方で、例えば建設業などを見ますと、逆のシーズンといいますか、冬季にはスキー場の雇用とか、そういう時代的背景に基づいた雇用需要というのがあったという時代だったと思います。なかなか今それがちよつとずれてきているということだと思います。地方においても情報産業とかIT産業がいわれ、世界的にみてもそれらが続いてきております。当市としてグローバルITパークやサテライトオフィスとか、こういったものを通じて、新たな分野の産業や雇用先を生

み出したいということで取り組んでいるところであります。

2つ目は求人と求職のミスマッチの解消、これが重要だと考えます。就職は収入とそして働く業種のバランスで決まってくると思います。給与については各企業の裁量となつていきますので、具体的に申し上げるということではできませんが、業種については新たな産業を増やす、これは市の全体として増やしていきたい。起業、起こす業、そして新しく創り出す創業、この支援策にも取り組んでおります。

例えば今、ドローンを使っての新しい起業であるとか、そういうことを考えている若者などによる新しい事業も始まろうとしています。今後も若者が選択できる業種、または仕事を増やしていく、そういうことに行政が力を入れていくということかと思えます。できることをきちんとやっていくということだと思えます。

さらに、若者が市内の企業を知らないということを非常に気づかされます。これは私ども大人の責任ではありますが、依然としてそれが強いと思えます。今、求人倍率が2.5を普通でずっと超え続け、新潟県内トップであります。季節需要では3を超えるという異常な数字であります。喜べない——仕事はいっぱいあるということですが、喜べません。人材不足がいわれています。ここにミスマッチのことが集約されていると思えます。

実は子供たちにも、若い皆さんに会う機会も市長になりまして増えました。座談会等も行いました。地域の企業をほとんど知らない、この現実であります。そして我々大人も、これまでここに仕事がないと言いつけました。これが大きな間違いであったと気づかされています。ここを変えていく必要があると思っています。

そして、職種を選びたがりませんが、ミスマッチとかと簡単に言いますが、私は額に汗して働くということで、その人たちがちゃんと暮らしていけるという、本当は本来あるべき姿が、親から我々が言われたことですけれども、そこにもう一度思いをはせるべきところもあるのかと思えます。所得を上げていくことも含めてなので簡単ではありませんが、そういうことかなと思っています。

とにかく、まずそういう3点。それから、今、都会に向けて出ていった子供たち。ぜひ、移住・定住もありますが、ここで生まれ育った子供たちがまずは誇りを持てる事業を我々が展開し、そしてこの地域の素晴らしさをやっぱり子供のうちからわかってもらい、やがては大人になり、ここにそのまま住み、またはUターンをし、帰ってきて、この地域の将来を担っていこうと思えるような誇りを与えていく、さまざまな施策、これは雇用とか経済的な施策だけではありません。さまざまなことでそういうことに向かしていこうというのが、今、我々が問われている、または目指すべき方向性だと考えています。

2つ目のところでは、海外のIT企業を集積するグローバルITパークは、2年たちました。国内IT企業のサテライトオフィス事業もまだ1年を経過したところであります。この間、それぞれのパークでは10件以上の契約を受注しておりまして、大きな実績にはつながっていない、これは否めない事実ですが、少しずつ成果が出てきているということ、そして努力がされているということは、我々は大変喜んでいるところであります。

他の地域にこれが逆にあるかということ、これに取り組んでいるところは、そう地方の自治体にはないと思います。これらを取り組んでいるということも誇りにも思いつつ、実績が上がらなければどうしようもありませんが、それに向かって頑張っていくこと。そして、よくここで議論させてもらった雪の今の、我々が東京に持ち込んだりしている事業、これらも、例えばそういうことで南魚沼市というのが明るい将来を見て、前を向いているというところにさまざまな起業、企業の皆さんも含めて、人も含めてここにやっつけようという私は原動力になるというふうに思っています。どこも関連性がないわけではなく、市政全般が、子育ての環境もそうですし、教育の環境もそう、全てを頑張っていかないと簡単に雇用環境とか、新しい姿はなかなか求めにくいというふうに思っていますので、そんな気持ちでやらせてもらっております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

ありがとうございます。前段の1問目の林市政の、若者が帰ってこられる住みやすいふるさと南魚沼市を目指してのその取り組みにつきましても、きのうもいろいろな場面でそういう話が出まして、まさにまちづくり全体で雇用問題も考えるということが必要だと思いますので、そういう意気込みで進めてもらいたい。そういう意気込みも今、感じられましたので、この部分はいいということにしたいと思います。

ただ、2問目の井口市長が種をまいた、若者雇用のそういう新しい産業ですけれども、今、メディカルタウン構想のことが、多分、私が聞き漏らしたのか、抜けていたようですので、メディカルタウン構想のことを先にちょっとお伺いいたします。以前から農振除外の難しさを何とかしなければというふうなことで手をこまねいている間に、新たに土改の事業の計画が入りまして、さらに農振除外が、今、難しくなりました。

実際、ある企業が具体的計画をもって立地をしようとしてしまいましたが、土改のその新規の事業計画もあって、大変もったいない話ではありますが、門前払いというちょっと言い過ぎですけれども、没ですよ、だめでしたよね。農振、農地保全の立場からわからないことではないですけれども、このままでいくと十四、五年、多分あそこの土地は動かないということになります。

本来、ここに至るまでに何とかしなければならなかったわけでありまして、メディカルタウン実現に向けてこの土地にいろいろ投資もしてきたわけでありまして、ここが今こういう状況ですので、このメディカルタウン構想は諦めなければならないのか。もしくはもっともっと、まだまだ市長はやる手段、方法も考えているのだと、そういうところがあるのか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

県も含めてメディカルタウン構想というかですね、なかなか、よしというときにちょっと水を差されているところは否めません。否めませんが、このことによって諦めるということ

もないと思います。ただ、細かくいろいろな形で線が引かれて、図面ができ上がってというものではなかったはずで、ただ、この構想をもって、やっぱりちょっと水を差された感があるわけですが、そこをどうやって突破していくかということに心を砕いていくということが、やっぱり前に進めることだと思っていますので頑張っていきたい。担当課もこれは大変苦慮して、いろいろやっておりますが、その辺のところの話もちょっと聞いてもらいたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

議員のおっしゃるとおり、土改の事業が入っております、こちらのほうにつきましては、その地域の方々が全員同意しているというような状況になっております。なので、これを方針転換するには、その計画変更につきましては、また地域の方々の同意が必要だという状況であるということは間違いございません。

ただ、このメディカルタウン構想というものは、私たちが計画書という形で、例えば工業団地のような形の計画をつくったわけではなくて、民間の投資を呼び込みたいというところが出発点でございました。ただ、こういった状況を打破するために、私どもは国立栄養研の地方移転ですとか、そういったところにも手を挙げながら進めてきたわけですが、そういったところは現実はいまうまくいっていません。ただ、これを諦めることなく、今後の基幹病院、ゆきぐに大和病院の周辺地域の開発ということは、常に念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

メディカルタウン構想について頑張っているということはわかりましたけれども、今、C R Cでサービス付き高齢者向け住宅という動きがあります。今度こそこのサ高住は取り組むでしょうが、多分、ほかの場所を想定しているのでしょうかけれども、私はあえて、あえてこのメディカルタウン構想地内に具体的計画をもってきまして、そして土改の新たな事業の——今言いましたよ、受益者面積から外す計画変更、そういうのに取り組む。もちろん、地権者の同意も要りますけれども、そういう具体例を持ちながら、そういう岩盤突破をしなければ、この井口市長が残したメディカルタウン構想というのは終わってしまいます。そういうふうなことまで考えてやるおつもり——このことをやれというのではないですけども、あるかどうかだけでもう一回お願いいたします。

○議 長 その前に、残り 10 分をきっておりますので、佐藤議員に申し伝えておきます。答弁をお願いします。

市長。

○市 長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

今ほどの提案については、ちょっと私はそこまで考えておりません。答えは今ちょっとありません。ありませんが、いずれにしても、あの地域というか広いあの地域ですね、地域に

ついてやっぱりきちんと本当に将来をみて頑張っていきたいという思いは、井口前市長から引き継いでいるものがありますので、今、ハザードといいますか、障害は出てきていますが、これを突破していきたいと思っています。その中でいろいろ考えていきたい。そう簡単ではないということも含めて、担当課からあれば、では担当課のほうからちょっと答えさせます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

以前、私も農地のほうも担当しておりましたので、わかる範囲でお答えさせていただきます。前段、課長が申しあげました土地改良事業につきましては、基本は課長の説明のとおりですけれども、最大の課題といいますか問題点は、土地改良事業については地権者の方の申請事業ということなのですね。ですので、理屈的にはその農地を持っていらっしゃる方たちが同意をして、ある事業に取り組むという枠組みになってございます。

片やメディカルタウン構想につきましては、説明いたしましたように、後ろ盾となります、何ていいますか、開発に後押しをしてくれるような法律とかも制度もないものですから、なかなか現実的には難しい部分があります。ただ、市長が申しあげましたように、私どもはこれを諦めたわけではございません。現実的にも排水の関係等の工事等も計画をしておりますので、一気に状況が変わるといようなことはなかなか難しいと思っておりますけれども、可能性を考えながら進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

時間もなくなってきました。サテライトオフィスの関係をちょっとお聞きしたいと思えます。総務省のお試しサテライトオフィス、全国 10 か所、10 団体あったわけですが、多分、同じ期間でもうお試しの期間は終わっていると思うのですが、その後のあたりが、ちょっと私、調べてみました。全部調べたわけではないのですが、例えば、秋田県の大館市は昨年4月から9月まで、これはお試しの期間ですよ。その間に我が市との取り組みも違うのでしょうか、71社227名のお試しを体験しまして、本年度も拠点を整備しながら誘致に取り組んでいます。そしてまたその成果ももちろん上がって、誘致に成功しているのです。

銚子市なんかは、執務環境の体験をしてもらうということで、無料のお試しオフィスを用意しまして、積極的に取り組んでいます。ここも成功していますよね、新たなサテライト。そして、もちろん鯖江市も首都圏のウェブサイト会社が入ってきているのですが、当市もいろいろな面で立地条件は大変よくて、絶好のチャンスだったはずなのですが、その点、取り組みが非常に弱かったというふうに私は思うのです。そして、チャンスが生かせなかったと私は思うのです。大変もったいない話でありますけれども、まだ遅くはないと思えますが、これから積極的にこの部分について取り組むお考えがあるのかお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

国の中で、本当に数か所しか選ばれなかったお試しサテライトオフィスの認定だったわけですが、この中で当市も取り組んだ。弱かったといわれると、どのぐらいまでを弱かったとかどうか分かりませんが、効果も上がっているところはありますよね。首を振っておられますけれども、そういうところもあります。なので、その辺につきましては具体的なところを担当課からお話しさせます。思っているほどそう進まないということ、これは否めない事実だと思います。

ただ、これをきっかけに、さまざまところでまたいろいろなことを考えていたり、関係を持った方々と、今の時点ではそうですけれども、これからのいろいろなビジネスチャンスといいますか我々につながるチャンスというのは、ゼロからの出発としては、効果がある方向性に今いっているというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

今ほどの件についてです。確かにサテライトオフィスにつきましては、大館市さん、それから銚子市さん等の状況については、私どもも把握をしているところです。サテライトオフィスにつきましては、総務省のほうで受託という形で始めまして、私どもの市の取り組み方としては特殊なやり方をしていました。というのは、オフィスを決めさせていただいて、そこに縁故づけるために長期間、企業を募集させていただいて入っていただくと。ほかのところにつきましては、二、三日いただいていた形の中で、状況、その市の雰囲気等、そちらを知っていただいて帰っていただくという状況なので、例えば大館市さんについては71社二百何十何名という結果になったというところがございます。そこにつきましては、総務省のほうも把握をしております。

現状ということになりますけれども、現在、4社当初は入りまして、今は2社入って入って、3名の方が雇用従事されています。ほかの会社につきましては、実際に私どもの市のほうにまだ協議等を行って入って、実際に大和庁舎のブースがあいていますので、そちらのほうに入りたいというお話はいただいています。ただし、問題がありまして、昨年からこれも大きな問題なのですけれども、エンジニア。現地で働ける、現地雇用したいという意向なのですけれども、そちらのほうなかなか人材がないということで、今まだ入れない状態なのですけれども、そちらの人、働く人ですね、そちらのほう措置できれば、また企業等も増えるという形の中で、ITパーク等連携した中で、ほかの企業を呼び込むという形でちょっと進ませさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 「若者」が帰ってこられる産業振興、雇用拡大の進捗と今後

いつも言っていることでもありますけれども、これほど新たな産業振興、雇用創出の可能性を含んだ動きがある地域は、ほかに私はないと思うのです。そして、加えて国際大学、新幹線、医療体制が現にあるわけでありまして、これにまた商業活動が加われば、本当にこれ以

上のところは私はないというほど、私はこのことを期待しているのです。

市長の答弁、そして今までほかの方々の答弁もありましたように、この新たな産業振興、雇用創出に向けた動きを継続していくのだと、諦めたわけではないのだ、これからもやるんだということに期待をいたしまして、この質問も終わりたいというふうに思います。

○議 長 以上で佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 13 番、議席番号 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、皆さんおはようございます。毎回のように、大勢の皆様から足を運んでいただきましたこと、本当にありがとうございます。「市政は市民のためにあり」であります。議会もまた市民のための議会であります。そんなわけで、議会を市民の多くの皆様方が傍聴してくれることは、我々も大変喜びとするところであります。

さて、私の今回の質問は3つであります。きのう市長はこの議場で、空振りを恐れるな、というお話をしていました。今回の3つの質問をそれぞれ空振り三振という悪い予感を跳ね返し、気を引き締めてやってみたいと思います。大項目の1問目に16分、2問目に8分、3問目に6分という時間配分でやってみたいと思います。質疑応答の流れによっては、時間も余ることがあるかもしれません。

1 南魚沼市の教育について問う

では、大項目の1問目、南魚沼市の教育についてであります。ここに4つの質問を用意しました。1つ目が教育目標、2つ目が学力検査・知能検査、3つ目が道德教育、そして4つ目が市の教育に何か欠けているものがあるかどうか。こういう流れで質問を進めてみたいと思います。発想を変え、視点を変えて物事を見るということは、大変重要なことだとよく言われています。別の視点で物を見れば、物はさまざまに違って見えるというお話をしてみたいと思います。

この庁舎から東の空を見れば、当然のように坂戸山が見えるわけですが、この高さが634メートルで、その右に見える金城山は1,369メートルであります。実に2倍以上の高さの山であります。しかしながら、ここから見る限りにおいて、金城山のほうが低く見える、実際見てもらえばわかります。小栗山、あるいは余川本町あの付近で2つの山を見ると、ちょうど同じ高さに見えるのであります。見る位置によってこれほど違って来るわけであります。これと同様に、市の行政を常に市役所の内部から見る場合と、市民目線で行政を外から見る場合とでは、市政の物事がかなり違って見えるのではないのでしょうか。

ことしの春、地元のあるホテルで高校生の新入生を集めて講演会が行われました。私も後ろで傍聴していたのですが、そのときの講師先生が、高校生の前で繰り返し「常識を疑え」という言葉を使っていました。常識を疑い、固定観念を打ち破ってこそ、進歩・向上・発展はあるのだと、そのように繰り返していたことを記憶しています。あのときは確か林市長もいらしたですよ。

さあ、きょうはこの質問の中で、皆様と一緒に市行政の常識を疑ってみたいと思います。大項目の1問目、南魚沼市の教育についてお尋ねします。①学校で教育目標を掲

げていることの目的は何でしょうか。小学校と中学校に分けて、教育目標を統一するという考えはないものでありましょうか。

この質問については、実はことしの入学式の時期に、ある小学校に行って並んでいたのですが、入学案内を見ていて、その学校の教育目標が実は書いてなかった。お隣の小学校の入学案内を見せてもらったのですが、やはり教育目標がなかったのです。中学校の入学式の資料にはしっかりと教育目標が印刷されていました。総合支援学校の入学案内にもはっきり明記されていました。

何でこういうばらつきがあるのだらうと、そういうところから、学校の教育目標の一覧表のようなものがあつたら見せていただけませんか、コピーをいただければありがたいというお話を教育委員会に行って、私はしたのですが、一枚の紙に一覧表になっているものがないと、そういうことで私は自分で調べてみました。さまざまな教育目標がある。どうしてこれだけばらつきがあるのだらう。みんなそれぞれ向きが違うのではないかと、これはひとつはっきりと統一するということもあり得るのではないかと。その学校でそれぞれの個性を持たせなければ、重点項目とか、重点目標とか、そういうところにしっかり入れればいいのではないかと、そんなふう考えた次第であります。

2つ目の学力検査・知能検査を行うこと目的は何か。検査の結果の傾向について、市の教育委員会はどのように自己評価をしているのでありましょうか。

3つ目、道徳教育が教科化されたわけですが、その目的とこの評価をどのように評価し、まあ、一学期しかたっていないわけですが、その成果はどうかといっても、ちょっとこれは無理かなというような気もしますが、可能な範囲でご答弁いただければありがたいと思います。

4つ目として、南魚沼市の教育に何か欠けているものがあるとすれば、それは何でしょうか。もちろん欠けているものがないということであれば、ありませんと答えていただければ結構であります。壇上では以上で私の質問を終わります。引き続き質問席で続けさせていただきます。時間に制限がありますので、答弁もまた簡潔、明瞭にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 南魚沼市の教育について問う

それでは、勝又議員のご質問に答えさせていただきますが、これは教育分野にかかることですので、これにつきましては教育長から答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 南魚沼市の教育について問う

皆さん、おはようございます。それでは、勝又議員の一般質問、南魚沼市の教育についてお答えをいたします。1点目であります。教育目標の目的、市内統一の教育目標はできないのかについてお答えします。まず現在、文科省が定める学校指導要領においてはこのように

記載されております。各学校に教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とともに共有されるよう努めるもの、というふうにうたわれています。そしてさらに、定められておるこの教育目標については、自治体単位ではなく、各学校の教育目標を明確にせよとの内容と捉えております。

教育目標は何かというご質問ではありますが、教育目標を掲げる目的は、各学校がどんな教育を目指しているかを明確にすることであるというふうに思っております。ということで私たちは教育目標を「学校教育目標」と表現しております。

それではまず、校長と教育委員会、それぞれの職務についてご説明します。校長の職務は、学校教育目標、学校教育課程の編成をして、教育計画を学校要覧という冊子にまとめて、毎年4月30日までに教育委員会に届け出るということになっております。これは南魚沼市学校管理運営に関する規定で決まっております。一方、教育委員会の責務は、提出された市内全校の学校要覧を、南魚沼市学校教育要覧にまとめ、市内全校の教育課程の管理などを行っております。具体的には教育委員会は、毎年5月に全校の校長面談を個々に行っております。

南魚沼市教育基本計画に沿った教育計画になっているかどうかについて確認し、その後、年度末の2月に校長自己申告シートを提出していただいて、2回目の校長面談を行い、学校経営、学校教育の管理、人事育成管理の状況を管理して、次年度につなげております。学校教育目標はそれぞれの校長が、学ぶ主体である子供たちにかける願いであります。そして、教育目標の中には、学校創立時や歴史的な節目に地域住民と学校の総意によってつくられたものがあり、その経過を尊重する必要もあることから、市内の学校教育目標を統一することは難しいものと考えております。

それでは2点目、学力検査・知能検査の目的、検査結果の傾向、教育委員会の自己評価についてお答えします。まず、検査の目的についてお答えします。文科省は全国学力調査の目的を3点掲げてあります。そのうち各自治体の教育委員会と学校で担うべき事項は2点あります。その1点目は、全国的な状況との関係において、みずからの教育結果を把握し、改善を図ること。もう一点は各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の改善に役立てること、この2点であります。

当市が行っている学力調査には2つあります。市費で行っている標準学力検査NRTと全国で話題になっております国費で実施の全国学力調査の2つがあります。その中で教育委員会と学校で担うべき事項のその検査の目的として3点考えております。1点目は子供の学びの定着度や活用力等を計ることです。2点目はその結果から、教師が子供の弱点を補強するためのデータを得ることです。3点目は教師が自分の授業について振り返り、今後の指導に役立てること。この3点と考えております。

次に知能検査の目的についてお答えします。子供の知能の状況を正しく捉え、何ができて、何が苦手かを把握するために行う検査でございます。市内の学校では毎年、小学校では2年、4年、6年生、中学校では1年生で実施しております。知能検査結果を個々の児童・生徒の学力検査との関係を分析し、知能検査結果が高いわりに、学力検査の結果が奮わない場合、

学力・知能検査が低いけれども、学力が高く出ている場合、努力していることへの評価等の指導を行っております。

次にことしの検査結果の傾向についてお答えします。標準学力検査NRT、市費で行っている検査であります。小学校で国語、算数ともに、全学年で全国平均を上回りました。中学校では国語、算数において全国平均並み、あるいはやや全国平均を下回りました。社会は全学年ともに全国平均を下回ってしまいました。理科と英語は全国平均を上回る学年と下回る学年がありました。

一方、全国学力調査は残念ながら、国語、算数、数学、理科全ての教科で、小学校、中学校とも全国平均を下回ってしまいました。しかし、前年度の調査と比較しますと、小学校は改善され、中学校はやや落ち込んでいるという傾向が出ております。

次に教育委員会の自己評価と今後の対策についてお答えします。全体的にみて当市の児童・生徒は、知識を問う問題には比較的強みを発揮しますが、その知識を活用する問題、思考・判断・表現は苦手であります。この対策が今後の課題であります。今後の対策として、文章や資料、データを読み取らせたり、比較させたりし、それをもとに考えたことを分析し、文章表現、口頭発表をさせるなどして、問題解決的な授業展開を考えております。

また、毎年実施している学力向上にかかる情報交換会。ことしは10月9日に開催します。市内全小中学校の校長先生と教務主任に集まっていただき、学力検査の結果を自校の実態と取り組みを披瀝、包み隠さずに出していただいて、市内全域の先生方で学力向上のための方策を検討してまいります。これは毎年やっていることであります。

次に3点目であります。道徳教育の目的と評価及び成果についてお答えします。南魚沼市は文科省の道徳教育の抜本的改善、充実にかかる支援事業の委託を受けております、全県で唯一の自治体であります。市内全ての小中学校で道徳の改善、充実を進めています。特に小学校では4月に道徳科がスタートし、教科書を用いた、考え、議論する道徳授業が行われております。

その目的であります。特別の教科、道徳は児童・生徒がより良く生きるための基礎となる道徳性を養うため、自己の生き方についての考え方を深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意識と態度を育てることを目標としております。道徳が教科科された要因には、おわかりのように、深刻化するいじめ問題など、児童・生徒の心の危機に対するためであります。従来のような道徳の授業のように、登場人物の心情を読み取ることだけに終始した授業や、児童・生徒にわかりきったことを言わせたりする授業から脱却し、考え、議論する道徳を進めてまいります。それにより児童・生徒が、自分で考え、正しく判断して行動できる資質や能力を育てたいと考えております。

それでは評価についてであります。道徳の評価は他の教科で行われているような数値的な評価は難しい状況であります。児童・生徒がどのような学習をし、成長したかを文章で記述しております。もちろん、中学校入試や高校入試の調査等に記載したり、合否の判断材料にするということは考えておりません。ご指摘のように、この評価については他教科と違って

難しい状況であります。だからこそ、南魚沼市では昨年度から道徳担当の指導主事を配置し、このことについても検討しております。詳細については9月7日付で、教育委員会から各小学校へ道徳小学校指導要領への記載の方法について通知しております。多分、全県でも、全国でもこのような指摘をきちんとしているのは、当市——ほかに調べればあると思いますが、先進地であるというふうに思っております。

成果としてご説明します。成果として挙げられることは、授業スタイルが変わってきたこととあります。道徳授業では児童全員が登場人物の考え方や、行動の仕方について議論し、何が大切か、どのように行動することが必要なのかなど、自分自身の考えを深めるようにしております。道徳科はスタートしたばかりであります、その成果として考えていることは、子供が一層深く考え、自分の判断基準を確かなものにする、そして行動することができるようになることを狙っております。今後一層改善充実を進め、そのような成長が見られるよう期待しております。進めてまいりたいと思います。

最後でございます。南魚沼市の教育に欠けているものは何かということではありますが、ポジティブに、プラス思考で答弁させていただきます。当市では国際化の取り組み、栃窪・後山小学校の特任校制度、タブレットを活用したICT教育の充実、総合支援学校の特別支援教育センター的な機能の拡充等は、県内外から視察や問い合わせが多く、当市の自慢すべき教育施策と自負しているところであります。

また、教育相談機能の充実や、先ほど述べた全国的にもまれな道徳の指導主事の配置など、関係職員が日々奮闘しておることを報告させていただきます。勝又議員のご質問の欠けているものは何かについて、今後の課題という形でポジティブに、プラス思考で答えさせていただきたいと思っております。

市内に通勤している教職員は、いずれも優秀で、市内の子供たちのために日夜頑張っております。しかしながら、地元の南魚沼市、湯沢町出身の教職員の割合が低い状態が続いております。地元出身者は小学校では51.4%、中学校及び総合支援学校では43%となっております。これを打開するために、今後市内の子供たちにふるさとの良さを再確認させていく教育を、さらに地道に続けたり、今、勤務している先生方が輝き、子供たちの憧れとなるような教育行政の面から支援を継続して、地元に戻ってくる教職員を増やしてまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議 長 質問の途中ではありますが、休憩といたします。再開を11時15分といたします。

[午前10時59分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前11時15分]

○議 長 なお、答弁につきまして、簡潔、明瞭にお願いしたいと思います。

7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 南魚沼市の教育について問う

教育長より、見事な答弁をいただきました。質問についての私の時間配分の予告を、どうも守れなくなってしまったようであります。これは私のせいではありませんので、多少お許しいただきたいと思います。それで、駆け足ではしょってどんどん進むことにします。1問目、教育目標についてですが、地元のいろいろな先生方とお話をするに、教育環境、その状況は刻々と変化するというお話がありました。そんな中で、学校の教育目標は50年前のもの、70年前のもの、そういうものがずっと額に飾ってあると。いろいろな向きのものがあるために、これは考え方として一本化してみるのもいいのではないかと。これを妨げるような法的な根拠はないだろうと、私はそんなふうに思いました。常識を疑えという言葉がありますが、この点についても常識を疑うということがあっていいのではないかと思ったのであります。ご答弁願います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 南魚沼市の教育について問う

短めに答弁したいと思っております。教育委員会が教育目標を決めて、各学校へ統一ということはやっていないわけではありませんが、本市としてはやはり学校の独自性を尊重しつつ、先ほど説明したように、教育委員会がきちんと個別に校長面談をして進めていくやり方が、本市としては、私教育長としては正しいやり方かなというふう判断して、今後この体制でいきたいというふうに思っております。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 南魚沼市の教育について問う

ご答弁いただきましたので、2つ目に移ります。学力検査・知能検査についてであります。現場の先生方といろいろ意見交換をする中で、学力検査については統一的にやっている。知能検査について、それぞれ学校の判断で行っていますので、統一性は持たせていないという話を、繰り返しあちらこちらで聞いてまいりました。

そんな中で、知能試験と学力試験でしょうか、検査ですね。これは別々のものではなく、密接にリンクするものでありますので、片方だけ統一させて、もう片方は学校の判断でまちまちというのは良くないのではないかと。市内で統一して、全体を眺めたときにまた見えてくるものもあるのではないかと、私はそのように思ったのですが、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 1 南魚沼市の教育について問う

NRTの学力調査については、市費で負担しております。知能検査については各学校が保護者から集めたお金で実施しております。状況としては、先ほど説明しましたように、毎年春に2年、4年、6年生と、ほぼ学校が実施しておりますし、使っている教材も8割方同じ会社のやつを使っておりますので、その辺は各学校の投資を活用しながら、先ほど説明しましたように、きちんと分析し、その因果関係を読みながら子供の指導をしているというふうに考えております。以上であります。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 南魚沼市の教育について問う

では3つ目の道徳教育についてであります。これについてはまだスタートしたばかりですので、教育長の見事な答弁をいただいたということで、先に進むこととします。

4番目について、当南魚沼市の教育に欠けているものがあるとすれば何か。今、教育長から自信に満ちた答弁をいただきましたので、この点についてもこのまま終わることとします。

2 防犯カメラの設置について問う

では、大項目の2問目に移ります。防犯カメラの設置についてお尋ねします。市民は市の本庁舎にさえ、防犯カメラが設置されていないことを大変不思議に思っています。当然のこととして設置するべきだと思います。防犯カメラの設置については、繰り返し提案されてきたにもかかわらず、市行政がなぜ設置しないのか、そのわけをお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 防犯カメラの設置について問う

勝又議員の2つ目の防犯カメラの問題であります。設置しないことを不思議に思っている市民の方が多いと。ちょっと変な言い方をすると、設置をしなくてもよかったということが誇りでもあるのかなという、逆に開かれた市政という意味で。でも、今はそういうことを言っていられなくなりました。過去に何度もですね、現在も実はこの検討はしております。

カメラを設置する目的というのがなければいけないと思うのです。3つあると思います。簡単にいうと、夜間、そして休日の侵入、それから盗難防止、監視。2つ目が業務中の庁舎内での暴力行為等の犯罪行為に近い、そういうことの防止や抑止。それから、職員の不正防止、余り言いたくありませんが、この3つがあるのではないかと思います。

整理をしておかなければいけないのは、いつの、誰の、何を見るのかという、そういう明確な目的がなければいけないというふうに思って、いろいろ議論してきました。目的が何なのかということをも十分検討する必要があると思ってやっています。今もやっているのですね。例えばなのですけれども、事務室内の現金が盗難に遭うということは、以前にはあったということを聞いています。今は出ていないことを喜んでいますが、湯沢ではちょっとこういことが、この間報道もありましたですね。全国的にも時折報道等がされているように、これはあるのですが、例えば傷害事件。勤務時間中の、外来者にもあります、夜、傷害事件もあります。そして破壊行為などもあります。痛ましい事件というのが、そうどこでもではないのですけれども、こういうことが報道になることがあります。

当市の窓口でも申し上げますと、なかなかふだんはこういうことを言いませんが、窓口において、対応する内容によっては、来客された方が大変大きな声を出したり、そして職員を威圧するような行為というのがあります。例えばあります。こういうこともあるわけであり。基本的には職員は、多くは市民の皆さんであります。部外者もいるわけですね。丁寧、親切な対応は当たり前でありますけれども、それを超えた、度を超した場合には警察等の要請もということがありますが、今のところそう大事には至っていないところを喜んでいそうであります。

重要なのは、まずは、カメラも大事なのですけれども、まずは自分たちみずからの片づけや、緩みがないような片づけ。そして、施錠の徹底、そういう基本的なことですね。それから職員の教育、そういうものに対する対応の教育、こういったものを十分にやった上でということが前提になると思います。ただ、私は市長になってから、この庁舎に入ってきて、これほど緩やかで甘いのかと思いました。どの企業に行っても今、セキュリティが非常に言われています。この庁舎にはさまざまコンピューター関係、データ関係があります。こういったところはきちんと施錠されている部屋になっているのですけれども、それでも休日等に入ってきていただくと、例えばいろいろな工事の業者さんも入ります。疑うわけではなくて、誰が入ったかわからないという場合も間々あり得るのです。きちんと守衛室で見えておりますが、それも有り得る。本当に大丈夫かという思いはやっぱりあります。

市長室にも誰でも入ってこられます、はっきり言ってあります。ただ、それを良しとしているところが今のところありますが、ただ、入り口におけるカメラの設置。これは一番大きな意味では、犯罪を抑止するという意味で、そして、もし、ことがあった場合には、非常にこれは困るのです。私も自分で商売をしていて山のほうには防犯カメラをつけました。例えば商売している人間として、これは非常に効果があります。万引きがすごく横行した時期がありました。これはいろいろなところでもそうだと思いますが、抑止力という点からも、大きな意味を持つと思うので、十分検討していきたいと思っております。できない理由というのは、今のところ、その検討中であるということしか言えません。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 防犯カメラの設置について問う

さあ、防犯カメラについて市長より答弁をいただきましたが、私が議員になって1期目のときに、この議場で2回この質問をしたことがあります。1回目は一般質問でやったものですから、ラジオに流れたわけです。その後、市民が何人も私に聞きました。本庁舎に防犯カメラがないのは本当なのか。本当ですよとか、もうとっくについているものだと思っていたとか、市民はそういう目線で見ているわけです。

例えば、ホームセンターとか、あるいは銀行などの金融機関、あるいはスーパー、コンビニ等々、ほとんどありふれています。コンビニでしたら、この辺のコンビニなら1店舗につき12台から16台ぐらいはついてはいるはずであります。そんなご時世の中で、本庁舎に市行政がつけたものが1台もないと、これについて市民は驚いて見ているわけであります。このほか、それこそ本庁舎だけに限ったことではありませんので、質問の文面もそうになっています。

本庁舎でさえという表現でありますので、ほかにもいろいろ調べてみました。市民会館、あるいはスポーツセンターのディスプレイ等々にも防犯カメラはついていません。ふれ愛支援センターにもない。城内診療所にもない。長森の老人ホーム魚沼荘にもない。大原運動公園にもない。まだまだ調べてみればかなり、え、どうしても思うほどついていないのが現状だと思います。インターネットで調べてみると、防犯カメラも既にもうかなり安くなっていま

すので、ぜひ、設置をしていただくべく検討に入ってもらいたいと。市長の答弁には検討しているというお話でしたので、早めにお願ひしたいと、そのように思います。では、この点について市長よりご答弁願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 2 防犯カメラの設置について問う

今、議員がおっしゃったとおりだと思います。大分安価にもなってきました。そういう意味から十分検討させていただきたいと思います。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 職員の給与改定について問う

市長より簡潔な答弁をいただきましたので、最後の3つ目の質問に移ります。市職員の給与改定についてお尋ねします。国の人事院は8月10日に国家公務員の給与引き上げの改定勧告を行いました。月給と年2回の手当て、民間でいえばボーナスに当たるところであります。これをともに引き上げるといふ勧告であります。ことしで5年連続となりました。南魚沼市ではこれまで給与については、国に準拠するといふ考え方で、職員の給与改定を行ってきましたが、今年度も国に準拠するといふ考えに変わりはないのでしょうか。ご答弁願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 3 職員の給与改定について問う

勝又議員の3つ目のご質問、職員の給与改定についてであります。南魚沼市では例年、国のこの人事院勧告及び県の人事委員会の勧告の内容を勘案して、国準拠で給与改定を行っております。結論から申し上げますと、今年度につきましても、現段階では国に準拠するといふ考え方に変わりはありません。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 職員の給与改定について問う

3問目の答弁をいただきまして、ことしもまた国に準ずるといふお話でありました。以前も議場で一般質問の席ではなくて、一般会計の席であったかどうか、別の機会であったかもしれませんが、人事院勧告に準じなければならないといふ法的な根拠はありますか、ありませんかとお尋ねしたときに、その法的な根拠はありませんといふご答弁をいただいたような記憶があります。

私が心配するのは、南魚沼市そのものの財政が、いろいろな財政指標がありますけれども、総合判定で申し上げるならば、新潟県で最も苦しい。状況としては並べてみれば最下位であろうか、それくらいのレベルにあるという状態であるといふことを思ったときに、我が南魚沼市の給与について、国家公務員の物差しに合わせていこうといふ考え方は、市民の理解を得られにくいのではないかと。

例えば、我々個人であれば、家計が苦しければ食事に金をかけないとか、ビールを飲むところを発泡酒にしようとか、さらにそのもっと安い第3のビールにしようとか、外食は月

に1回に制限しようとか、みんなで我慢し合うものだ。一般家庭においてはそんなものかなと思っていますが、市行政のこの財政状況の中で、いつも国家公務員に準ずるという考え方は、私はこの南魚沼市の財政を考えたときに、そのやり方はそぐわないのではないかと、そのように思うのであります。

毎年、毎年上げなくても、たまには休んだらどうですかみたいな。毎年抑えるのがいいと言っているわけではありません。5年連続になりますので、たまには、ときには据え置くということもあっていいのではないかと。その分のお金をよそに回せば、それこそドライブレコーダーだってどっさり購入することができます。防犯カメラもかなり設置することができるだろう。何を優先するかという、そういうお話になろうかと思えます。

4年連続ということは、もう4年間の累計というならば、恐らく4億円以上違ってきていると思います。さらにここで上乘せすると、1年で済む問題ではないわけで、ずっとそれが影響するわけですから、市行政のお金の使い方にもかなり影響してくるだろうと、私はそんなふうに思うわけです。繰り返しますが、毎年上げなくてもいいのではないかと。たまには休むことがあっていいのではないかと、そのように申し上げてご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 職員の給与改定について問う

議員のおっしゃるとおり、法的な、国に準じなければいけないという、国家公務員並みの給与をもらっている、そういう誤解がないようにお願いしたいと思いますが、その基準ですね。これについて、それに準じなければいけないという、そういう法的根拠はありません。おっしゃるとおりであります。ただ、どういうことをもとに、ではそれを上げたり、下げたりということが出来るかということが一番のベースにあって、その物差し——物差しとよく言っていただきましたが、物差しという部分で、そういう部分を活用しているというふうに私は思っています。

金科玉条のように、1回決まったこの例えば今はそうはそうです。これは今年度は、と繰り返して言っています。必要がある場合、例えばここでこの給与のことは、議場でもたくさんこれまでも語られてきています。うちの財政が悪いから。その財政の捉え方も、大変いろいろな見方、指標があって、ではうちは今、改善をなささいというような状況のものではありません。確かに財政が県内で、いろいろな指標をもって比べた場合に悪いということは、これは誰もわかっている、私もわかっていることであります。ただ、その内容、比べ方なのですね。

例えば、近くのところでは、我々のところではもう整備ができていくことを、これからやっていかなければいけない市もあります。そのときには数字は悪化します。そういうことも含めて、そう簡単に比べようがないものだとも私は思っています。なので、今その3指標とかで比べながらさまざまな形でやっていて、今それでシグナルがついているという状態ではない。甘んじるわけにはいきませんが、いろいろなご意見があることは十分わかりますが、決してこれを、この先もずっと給料を市民の目線から離れて、ずっと上げていくとい

うことはない、そこを約束しているわけではありません。当然必要なときにはやらなくては
いけません、現時点の今年度はこの形でやらせてもらおうという方針でありますというこ
とでありますので、これはご理解いただく以外ありません。

○議 長 勝又議員に申し上げます。総時間残り 10 分となっておりますので、よろし
くお願いします。

7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 職員の給与改定について問う

もう、時間の制限もありますので、簡単にまとめようと思います。それで、私が心配する
のが、市民の理解を得られるかどうかというその 1 点であります。市の職員の中にも、いろ
いろな願いをすると、やりたいことはいっぱいあると。やりたいことはいっぱいあるのだ
けれども、予算が限られていると。使えるお金に制限があって、してやりたいこともできな
いのですというような話をしばしば聞きます。

そういう中で、こっちはできないけれども、こっちを上乗せすることはいつでもできるよ
というような姿勢が、果たして市民の理解を得られるかどうか。そういう思いがあって、今
回この質問をしたわけではありますが、ちょうどお時間となりましたので、ここで私の質問を
終わります。何か市長のほうから一言ありましたらお願いします。

○議 長 勝又議員、終わりでよろしいでしょうか。答弁を求めますか。

○勝又貞夫君 ないようであれば結構ですが。以上で終わります。

○議 長 以上で勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ちょっと想定外に早い順番が来まして、準備不足ですが質問いたします。
前議員から歩む会を代表して、いい露払いをしていただきましたので、見通しが明るくなり、
いい答弁がいただけるものかと確信しております。

今回は大綱的ではなく、予算書、決算書の備考欄にあるような、各論中の各論で質問をし
ます。誰が放ったかわかりませんが、三本の矢はどこまで飛んでいったのでしょうか。日本
海を挟んだ対岸にでも着いたのでしょうか。元来、三本の矢というのは東ねて意味があるこ
とは、古来戦国時代より立証されています。どうも的が外れたようであります。二世、三世、
はては四世、世襲議員だらけの国政で、はたして我々の暮らしを理解できるのか、はなはだ
疑問であります。選挙制度を根本的に変える必要があると思うのですが、とりあえずは同じ
地盤から出られないようなことにすることだけは考えていただきたいと思っています。

1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

好景気と言われる中、地方の景気は肌では感じていません。むしろ建築業界などはまだま
だ底を脱していないような気がします。リフォーム事業補助金について伺います。これにつ
いて、市長に対しては今回は大変失礼な質問かと思いますが、立場上どうしても今回やらせて
いただかなければならないと思っています。11 月の予算編成に間に合いませんのでよろしく
お願いいたします。

市長は今年度はもうやらないという考えでしたが、何とか継続をしていただきました。これには感謝申し上げます。また、次年度は別の方法とも言われました。市内旧3町、建築組合では、組合員にこの事業に変わる方法についてアンケートを実施しましたが、結果3件ほど回答がきました。リフォーム事業の継続を望む以外、全くかわる方法が見つかりません。廃業を考えている方もおります。職人が減る一方ですが、これは世の趨勢と言っただけではいられません。いつも言っていますが、日本の職人の技術は世界的にみて一番であります。大工を考えてください。別の場所でベニヤ板に書いた図板一枚を見て加工し、現場で建てる。寸分狂わず建前ができる。世界的にみてこの技術は日本だけだと思っています。こういう職人を大事にしていかなければなりません。

市民憲章にもものづくりを大事にするとうたわれています。リフォーム事業補助金は9年を経過しまして、延べ6,690件。これにかわる方法が見つかりません。今、和室が少なくなり、畳や建具屋など仕事も減っています。後継者もいません。再度利用できるよう、もう一度ゼロ、原点に戻して、この制度を継続していただきたいと思っております。経済効果も絶大だと思っております。市長の考えを伺います。答弁次第では質問も早く終わりそうでもありますので、よろしく申し上げます。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、鈴木議員の質問に答えていきたいと思っております。

1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

なるべく再質問がないようなぐらいに答えたいと思っておりますが、なかなか大きいテーマです。住宅リフォーム事業の補助金継続ということでもあります。平成22年から9年間にわたり実施をしてきました住宅リフォーム事業は、お話にもありましておき今年度の申請まで含めると、延べ6,690件、総工事費で67億6,000万円となっています。経済波及効果、その補助分と総工事費の割合を出すと、何倍になっているか。12.8倍、すごい評価をしているところがあります。多分、多くの方がそう思っておられると思っております。これはそもそも緊急経済対策として、事業を創設したということではありますが、その当初の目的は達成されたものというふうな認識があります。

近年では市民の皆さんの住環境の向上、そして特に地域経済の活性化、この点を先ほどから鈴木議員は言われているのだと思っております。これを目的にして、当初の形と変えて、この事業を継続してきたという経緯だと思っております。これは誰が見てもそうだと思います。しかしながら、特定財源が今見込めない。これは当初は国のほうの施策で始まっております。特定財源があった。この財政状況を踏まえて、現行制度では事業は、今のあるやり方のリフォーム事業は今年度で終了したいということで、皆さんからもご同意いただいております。ただ、大きなテーマであることは間違いありません。

来年度から新たな住宅リフォーム事業の制度をやりたいということはお伝えしてあります。補助対象にやはり政策的な目的を持ったような形をどうしてもとりたいという思いがありま

して、一定の要件を加え、対象者を全部対象ではなくて、ある程度絞り込んでいく、政策的な制度にしていきたいという思いを語らせてもらってきました。その対象者を絞り込んだ形での事業実施を考えて今のところいます。具体的な方法については、来年度の予算編成がそう先ではないのですね、これから秋口から始まってきます。これに向けて、引き続き検討してまいりたいと思っています。平成31年度予算案をご承認いただいた後、速やかに市報などで市民にお知らせするとともに、事業者向けの説明会等も開催させていただき、広く周知を図りたいと思っています。

なぜやめるかという中で、先ほど特定財源が見込めないという話をしました。その後、今、市で行っているのは、特定財源が見込めない中で、市の単費でやっています。これを継続しようということによってやってきました。しかし、この中にはもう一つあります。何度も説明もしてきましたが、使用される方が、一巡をある程度したのではないかという判断であります。二巡目、要するに2回目を使いたいという人を、今はできませんということをやっているわけです。まだ1回目も使っていない人がいるからという理由でやってきましたが、ここにきて、この財源の問題もありますが、もう一方でもう一度スイッチを入れかえるといえますか、そういうことも含めて、この制度を改めていこうということでもありますので、これはご理解いただきたいと思っています。

そして、議員からお話のあった建築組合の皆さんからのリフォーム補助金についてのご意見、私も実は読ませてもらいました。大変大きな評価をされておりまして、この継続を言われている方、また魚沼市では例えば商品券等をつける形での、お金ではなくてかえる形という議論も、魚沼市の議会の全部のものも私は一般質問のやりとりをみているのですけれども、この中でも非常に大きく取り上げられていました。議論の中身も聞いていますが、なかなかちょっとその辺は難しいのかなという思いもあるのですけれども、いずれにしても業界の皆さんからのご意見、そして議員の皆さんからも当然ご意見もいただく中で、より良い制度を目指したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

我々の中の考えでは、要件の中には、できれば子育ての世代のところに手厚くというような、いろいろな向きがある中で、その辺もやっぱり考えなければいけないかというふうに思っています。ただ、まだ固まっているわけではありませんので、どうかよろしくお願いします。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

昼休みかと思ってちょっと。市長から一巡目が大体終わったという、ほぼ終わったのではないかという気はしなくはないのですが、やはり申請方法とか。そういう申請方法が大分簡単でやりやすいという声もあります。ただ、子育て世代とかそういうふう限定していくと、また減ってくるのかな。今、市内建築組合に入っている方300人以上いるのかな。入っていない人もいますから、入っている人で300人以上。例えば当初2,000万ほどの予算で、これほど経済効果があり、地元、職人に喜ばれている制度はほかにないと思っています。その

点で、やはり現行制度でやっていただけるのが一番ベターなのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

先ほどは——昨年度からこの話はずっとしてきてお伝えしていると思います。それらの中で、まだこうしますということは決まっていません。正直なことを申し上げています。今ほどのようなご意見も十分考えながら、ちょっと時間をいただきたいと思います。そして、もうちょっと建築組合の皆さんとか、やっぱり経済効果というのは非常に大きいと思います。

そして、やはり広く皆さんの助けになる制度だと思っていますので、その趣旨をやっぱりよく考えながら最終的には決定しなければならないというふうに思っていますので、必ずこれはやりたいと。そういう意味の制度の継続は、経済効果は非常に大きなものがありますので、その点についてはやっていきたいと。市民憲章にも合致した内容だと思っていますので、そのようにやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

市内のゼネコンなどは入札参加資格がありまして、それぞれいろいろな億という仕事とれるわけですが、中小業者によっては、市の仕事とは縁のない方がほとんどであります。この仕事は10万円の補助金ですが、そのことによって施主とのつながりもできていくのだと言っている人も多いです。この次の仕事につながるのだということも考えおりますので、ぜひとも予算の折りにはこういう声も聞いていただいて、編成していただければと思っています。

また、市長も言っておられましたけれども、アンケートの中に補助金を商品券にできないかという声もありました。これはちょっと私自身も難しいのかなという気がします。もう一つ、以前塩沢町でもやっていたけれども、自然落雪、高床式住宅には差額の上限66万円でしたか、補助をしていました。その辺も、予算の関係もあると思いますが、考慮していただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

魚沼市もかなり議論がいろいろありました。みていて、うちもこういう話が出るだろうなと思っていたら、やっぱり組合さんからのご提案の中にありました。なかなか難しい問題もちょっとあるかなと思います。ただ、検討を全くできないことから入るのではなくて、こういうこともあるなど。今ほどの高床のことも含めて、やっぱりいろいろなことを考えながらやっていきたいと思っていますが、まだその辺のところを具体的に庁内で検討し、私のほうで検討していることではありませんので、今はちょっとご意見として伺っておきたいというふうに思います。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 住宅リフォーム事業補助金継続について伺う

ひとつよろしく、その辺検討をお願いしたいと思います。

○議 長 それでは、質問の途中ですけれども、またがないようにここまでといたしまして、昼食のため休憩といたします。再開は1時15分といたします。

[午前11時54分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後1時15分]

○議 長 鈴木一君の一般質問を続行いたします。

12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 シニア向け市内スキーリフト券を発行できないか伺う

次に市内シニア世代へのシーズン券の提供について伺います。過去から多くの議員が質問もしていますし、多分、市長も議員時代にやらなかったでしょうか。長年要望している検索システムがないもので調べようがありません。再度、市内シニアへの提供には何が難しいのか確認したいと思います。

今、スキー場も平日はがらがらの状態であります。そうした方々にばんばん滑っていただいて、活気を取り戻してもらいたいと考えています。シニア世代はかつてスキーをやった世代でありまして、孫と一緒に滑っている方もいます。何が問題なのか、一つ一つを取り除いて、ぜひ利用できるようお願いしたいと思いますますが答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 シニア向け市内スキーリフト券を発行できないか伺う

それでは鈴木議員の2つ目のご質問の、スキー場のシニア向けリフト券の発行ということであります。現在、市内共通リフト券、共通シーズン券というふうになりますが、市内在住または市内にある小学校、中学校、高等学校に通学している児童、生徒さんもですね。それから及びそのお父さん、お母さん、保護者に向けて発行対象となっております。これは皆さんご存じのとおりです。金額はそれぞれ小中学生が1万2,000円、高等学校生が1万5,000円、保護者、お父さん、お母さんが1人目では3万円、2人目が1万5,000円となっております。発行に当たっては市が1人当たり2,000円を助成しているというものであります。

市の青少年の健全育成という視点、そしてスキー場側さんからみると、協議会ですけれどもここからみると、将来のスキー人口を増加させたいというような、当初そういう目的から新たな顧客の獲得というのもあって、考え方が一致をして進んできたというものであります。

以前は実は一般向け、シニア向けの共通シーズン券も発行されていたということですが、平成16年のシーズン、大分前ですけれども不正使用というのがあって、それ以降はスキー場協議会において、一般向け、シニア向けは発行しないという合意がされたという経緯が実はあるということであります。しかし、このような鈴木議員からの要望、私は議場で一般質問をしたことはありませんが、いろいろな角度でこういう話をしました。

こういう要望はやっぱり本当に多くありまして、このことからスキー場協議会との協議を

続けてきています。私も先般、鈴木議員のこの通告の前だったかですが、ちょうど時期を同じくして、実は昨年ですね、ちょっとこのシニア券の問題から離れて申しわけないのですが、保護者の方のほうについては、昨年ある市民の方から、そうかと思ったのですが、お父さん、お母さんがいらっしゃる子供さんが、おじいちゃん、おばあちゃんの対象にならないかということなのです。これは普通考えて大丈夫だろうと思ったのですが、ちょうどシーズンに入るぎりぎり、話の筋はわかるがちょっと待ってくれという形で、協議会の役員の方から言われたという記憶があって、その後、大変申しわけないのですが、なかなかそれを詰めてこなかったというのもあると思って申しわけなく思っているのです。このことについて先般、役員の方にお会いしたときに、この話をもう一回持ち出させてもらって話をさせてもらい、それからやっぱりシーズン券、シニア券というのは、共通券ですね。これについてはぜひお願いしたいという話をさせてもらっています。

今後、きちんとした正式な文書をもってもう一度やらせていただき、できればこの冬シーズンに入る前にきちんとした形の申し入れによる協議を行っていききたいというふうに考えているところであります。なかなか簡単そうに見えてそう先に進まなくて、なかなか口幅ったいばかりで申しわけありませんが、湯沢町もやっぱり出ていましたですね。湯沢町もスキー場協議会と町とやっているわけです。55歳以上の町民の方、これが1人2万円の券が出てまして、湯沢町は財政的にも私どもと比べてということもありますが、その他、小中学生の部分、それから保護者の部分についても助成の割合も非常に高いということで、この辺もいろいろあるのかなという思いがしております。いずれにしても非常に多くの要望が寄せられているということなので、真摯にぜひ聞いていただいて、これから先、健康増進、元気に長生きをしてもらいたいという思い。それから、スキーを本当に真剣にやってきた世代でありますので、その方々からなかなか忙しいお父さん、お母さんが連れていけない場合でも、スキー場に連れていってくださるという機会は多くあると思いますので、ぜひともこれはお願いしたいということ。そして、うちの市もスキー場が市内にはたくさんあるわけですね。今、10か所ですね。この中で全部、足並みがそろわなければできないのかということも含めて、恐らく組織の協議会でありますのでいろいろなご意見があるのでしょうか。それで進まないというのが本当のところだと思います。そういう意味からも、今までと角度を変えてやっていくことも必要ではないかなという思いがしておりますので、この件につきましては少し時間をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 シニア向け市内スキーリフト券を発行できないか伺う

いい答弁をいただきましたので、本来は少しここでやめてもいいところなのですが、今、スキー場もリフト索道会社も、多分集約されてきていると思います。丸山の例を挙げれば何社かになってきました。市長が先ほど言われるように、もしスキー場協議会という中で一部の反対があったとしたならば、その協力してくれるところだけでもいいのではないかなというふうな気がします。これは永遠に反対される方は反対されていくのかなと思っております。それ

と、不正使用というのは前に聞きまして、これでだめになったという話は聞きました。その辺も厳格にやっていって協力してくれる索道の関係者から、協力をもらうという方法で進める方法はできないかと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 シニア向け市内スキーリフト券を発行できないか伺う

先ほどちょっと名前等を伏せた形ですけれども、名前はちょっと伏せますが、索道さんのいろいろな会社の統合というかM&Aに近いもの、そういうものが進められていまして、今ちょうどお話をすべき方は、近々その会社の役員ではなくなるかもしれません。そういうことも含めて、ちょうど今またお話をする時期を迎えているんじゃないかなという思いがしております。

反対されるとか、いろいろなやっぱり経営上の理由があったりとかあると思うのですね。その辺のところは慎重にやらなければいけないと思いますが、非常に耳を貸してくれる向きが今あるんじゃないか。そしてもう一つは、できれば我々も、これはまだもうちょっと、これだけの大きな産業なのに、例えば私とその協議会の意見交換の場とかも定期的には行ってこなかったということもあって、これらについては少し私としては物が足りなかったかなという思い。そしてぜひ、議会の皆さんからも、産業建設委員会さんやさまざまな活動のやり方があると思うので、そういうことから信頼関係を築く中で、お互いにやっぱり意思疎通の中でしかできないなというふうに思っていますので、ぜひとも皆さんからもご協力をいただきたいと思います。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 シニア向け市内スキーリフト券を発行できないか伺う

これからの検討を期待しまして質問を終わります。ぜひ、よろしくをお願いします。

○議 長 以上で鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 15番、議席番号 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 お疲れ様です。桑原圭美です。通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

子どもの無料学習支援事業の拡充についてであります。憲法第26条2項には、義務教育は無償とすると明記されていますが、現実的には9年間の義務教育課程における家庭の負担は、非常に大きいものとなっています。義務教育の期間であっても、家庭状況に起因する経済的な格差により機会の平等が阻害される子供たちや、ゆとり教育の影響で塾に通わなければ成績を維持できない状況が生まれ、ここでも家庭の経済格差が子供たちの成績やその後の人生に反映されてしまうケースがあります。

また、何らかの理由で不登校になっている子供が少なからずいます。不登校の理由をひも解いていくと、決して本人に原因があるわけではない事例が多く、本人やご家族が負い目を感じることなく、保護、支援されなくてはなりません。こういった支援事業を議論するとき、

子供の支援をする前に保護者の自覚を促すことや、家庭の環境を改善するほうが先だという考えがあることは否めませんが、当市としてはさまざまな角度から南魚沼市の将来を考え、子供たちに無料の学習支援を行うべきと考えます。

今回の一般質問は、1、子どもの学習支援事業の概要について、2、より多くの児童・生徒の参加を促すための取り組みについて、3、人間形成と学力向上を区別した指導について、4、実施場所と送迎について、この4点を1つ目の項目として質問いたします。以上で演壇での質問を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

それでは、桑原議員の質問に答えてまいりたいと思います。この子どもの無料学習支援事業の中身であります。全般にわたって教育分野であると思いますので、これは教育長に答えてもらうことにいたします。よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

桑原議員の一般質問、子どもの無料学習支援事業の拡充をについてお答えします。1点目であります。子どもの学習支援事業の概要についてまずご説明します。平成25年度にスタートしてから、今年度から生活困窮者自立支援制度に加え、補助率の高い、ひとり親家庭の子供への学習等支援事業を組み合わせて柔軟な対応を行っております。財政負担の軽減を図るのも1つの目的であります。学習支援の状況は、社会福祉協議会の事務所があるしらゆりで週に2度、午後から開催しております。

今年度から2番目の拠点として、魚沼荘での開催の準備は整っておりますが、残念ながら現時点ではその魚沼荘での利用者がいないのが状況であります。

現在、20名の有償学習支援ボランティアの協力を得て運営しておりますが、今後は学習支援ボランティアの増員を図り、大和地域、塩沢地域での開催も検討してまいります。なお、昨年度と今年度、12人の利用者があります。その多くは中学生であります。高校生も含まれております。事情によっては20歳未満までの利用を可能としております。子供が意欲を持って学習に取り組むためには、経済面等の家庭環境の安定が必要であり、親に対する生活相談と支援を重視しております。

2点目であります。より多くの児童・生徒の参加を促すための取り組みについてであります。学習支援事業の理念としては、子供が生まれた環境、親世代の経済力による学習環境や学習期間へのマイナスの影響を極力減らすこと。2点目は親世代からいわゆる貧困の連鎖を防止することが挙げられております。親や教員など支援者がよかれと思って子供に利用を促したとしても、実際に授業に参加する子供たちの受け取り方が非常に大切であります。より広い積極的な周知とプライバシーへの配慮、特別な配慮が必要な子供に対する個別性、これらを限られた条件内で充足させていくことで、子供たちの参加しやすい環境を整えてまいり

たいと考えております。

3点目であります。人間形成と学力向上を区別した指導についてであります。子どもの学習支援事業は子供の居場所づくりであり、親や学校の先生以外にも信頼できる大人がいることを知ってもらう機会であり、福祉的な要素を重視しております。学力向上をおろそかにするものではありませんが、学校の授業や進学のための学習塾のような授業形態ではなく、利用する子供が取り組みたいものをもって教室に通う自習形式をとっております。生徒からの質問や生徒に学習のつまづきが見られたときは、学習支援ボランティアが個別の学力向上ニーズに応じております。想定していたとおり授業を利用する子供たちの学力と個性は、非常にバラエティーに富んでおります。こういった多様なニーズに応えるには、学習支援ボランティアも多様な人材が必要であります。現役の教員をはじめ、多様な経験を持つ民間企業で働く人など、教える側もまたバラエティーに富んでおり、広く社会のことを学べて今後の人間形成に役立つものと考えております。

最後に4点目の質問であります。実施場所と送迎についてであります。利用者世帯の中には、学習支援実施会場までの送迎が困難な世帯が多く含まれているものと想定しております。できれば小学校区レベルの中で、誰でもが歩いて行ける範囲内のきめ細かい会場設定が理想ではありますが、まずは各中学校区に1か所、市内4会場での実施を目指しております。地理的な条件で利用を諦めることのないよう、検討を重ね配慮してまいりたいというふうに思っております。また、訪問型の学習支援がアクセス問題解消の重要な手段であると考えております。この支援についても、事業の周知に力を入れてまいりたいと考えております。以上で答弁は終わります。

○議長 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

非常に簡潔にお答えいただきまして、わかりやすかったなという印象を持っています。1個目の子どもの学習支援事業の概要ですけれども、平成25年にスタートして非常に成果を上げているなというふうに私は思っています。参加人数が多ければいいという事業ではございませんので、一人一人きめ細かい指導をしているということは、私も調査でわかっております。

その中で1つ私がここで言っておきたいことがありまして、何年か前に私どもが給食費無料化ということで市長選挙を戦って、多くの賛同もあり多くの批判もありました。これはやっぱり誤解をされるところがあるかなと思います。大事なことは必要とする方に必要とする支援が行きわたるかどうかであって、やっぱりこれは教育と福祉両方の面からの検討が必要であろうと思いました。

では、その支援が必要とされる子供というのはどういうところかになるのですけれども、我が国の子供の相対的貧困率は13%を超えています。最も高かったのが2012年の震災のときですけれども、これが一体どういう家庭かということになりますと、可処分所得122万円以下で、お母さんと子供2人、3人で生活していると。こういう家庭の子供たちであります。

ここを念頭に置いて、この問題をここで議論していきたいと思うのですが、この事業は子ども・若者が経済的な困窮から解放されて、安心して勉強ができる。そしてこのことによって将来の夢や展望が開け、なおかつ将来的に納税できる市民になることを目的とした投資的な事業であるというふうに考えなくてはならないと私は思っています。先ほど国の補助、生活困窮者支援2分の1とひとり親4分の3、これを組み合わせた非常に有利な補助でやっていくというふうに答弁がありまして、いいことかなと思っています。この事業でどの程度の予算を見込んでいるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

市では教育部と福祉保健部と連携しながら教育施策に対応しております。補助金等についてこの部分については、福祉保健部のほうで対応していますので私のほうで少し答弁する数値をおさえておりませんので、福祉保健部のほうでお願いしたいというふうに思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

平成29年、両方の事業を実施するようになりまして、事業費全体で2,000万円程度だと。ちょっと数字的な詳しいところは再度また調べてご報告いたしますが、2,000万円程度で進めている事業でございます。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

福祉的な目的でやると結構手厚い補助があるんだなというふうに、ここで今わかりました。やっぱり教育の部分もありますけれども、そういった福祉的な考え方で支援をしていくべきであるなというふうにも思いました。

もう一点ですが、学童保育とかその他のいろいろなところから、当市で子ども食堂の必要性があるのではないかという声が時々聞かれるのですけれども、当市でそういうよそでやっているような子ども食堂が、果たして必要な状況にあるのかというのを、行政のほうで把握しているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

子ども食堂の必要性ですけれども、以前、確認はしておりませんがいろいろなところで聞くと、そういった子ども食堂を始めたいというような要望は聞いておりますが、実際そういった子ども食堂に行きたいとかという具体的な話については、現在まだ承知しておりません。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

子ども食堂に関してはわかりました。次の質問に入ります。より多くの児童・生徒の参加を促すための取り組みということで、先ほど明確な答弁をいただきまして理解ができました。

やっぱり広い周知とまた一方でプライバシーに配慮した参加しやすい環境と。非常にデリケートな作業になるかと思いますが、やっぱり必要とした児童・生徒には参加ができるような体制を、学校のほうでも配慮して進めていただきたいなというふうに思っております。

3番目の質問に入ります。人間形成と学力向上を区別した指導についてですが、担当部署に配慮していただきまして学習支援事業のための勉強会というのに参加させていただきました。これがもう完全な守秘義務の中、第三者の私にはもう男子か女子かもわからないような設定で、家庭の状況から学校の成績、子供を個別にきめ細かく見ているという、そういう会議に参加させていただきました。

先ほどの答弁の中にはやっぱり学習塾ではないという、はっきりした方針がありまして、ボランティアの方も教員のOBとかそういった方が活躍されていて、非常にありがたいというふうに思っています。また、教員のOBの方が生活指導から家庭の親御さんに対する指導まで、きめ細かくやっているところ、私はすごくいいなというふうに思って会議に参加させていただきましたが、この事業に参加している貧困家庭という中に、ものすごく優秀な方が何人かいらっしゃるのですよ。それも担当部署では把握をしているかもしれませんが、こういった方を埋もれさせたくないというか、伸ばして市の財産にできればなというふうに思っています。

家庭の環境だけみれば、もう進学はまず無理だという方々なのですけれども、非常に成績がいいと。この方々が、将来どういった職業に就きたいかということも私も少しお聞きしたのですけれども、こういった高度な教育が必要だという子供たちに対して、今のボランティアの先生方、教員のOBに聞いたのですけれども、やっぱり高校受験、大学受験になかなか対応するのが難しいという話もお聞きしました。こういった上の学校を目指す子供たちに対する家庭教師ではないですけれども、プロの学習指導を受けられるような体制というのは取れないものでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

その辺の個々の特性、個々の能力に合わせた形で教育支援をするのが市の役割でありますから、その辺のことについても今後、教育部と福祉保健部と、今12人の子供たちが利用しておりますので、詳細に調べて対応についても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

私が把握している中では、極めて市内でも多分一桁ぐらいの成績をとる子がこの中にあるということで、何とかこの子供たちの夢がかなうような教育環境を整えてやりたいなというふうに思います。今の教育長の答弁もそれに向かって少しは進めていけるんじゃないかというふうな感じを受けています。

私が調査をした中で、190の自治体で実は家庭教師とか学習塾と連携をしたこういった指

導をやっている自治体があります。余り費用はかからないので、そういったところも検討していただければと思います。

4番目の質問に入ります。実施場所と送迎についてであります。実施場所が2か所あって、なかなかこの事業に参加する家庭の方では送迎がやっぱりネックになっているということがわかってまいりました。送迎を考えますと、放課後の学校がいいのかなという思いも私もあったのですが、先ほどの答弁の中でやっぱりプライバシーの問題、その他いろいろ勘案しますと、こういった場所になってくるのかなというふうに思います。また、中学校の学区でも検討しているということは、非常に私は心強く思いました。

その中で、やっぱりどうしても送迎が無理だという家庭が何軒かございます。その送迎をここで議論したいのですが、もし送迎ができないという方に無理やり送迎をお願いした場合は、保護者はほとんどの方が時間給で働いているといった中で、時間給を切り上げて送迎をやった場合はやっぱり収入が減って、そのことに起因して経済的な損失が生じてしまうと。これは市にとってもその家庭にとってもよくないことではないかと思えます。

これは私の提案になってしまうのですが、市役所の職員とか社協の職員の賃金、あるいはボランティアさんがもしも事故を起こしてしまった場合のリスク等を考えたときには、乗り合いのタクシーを福祉的な意味合いで借り上げて利用してみたらどうかなと思うのですね。もし、このタクシー3人、4人で乗り合いで借り切った場合の経費が安いというふうに判断されれば、地元のタクシー会社を利用することにもなりますし、安全性も担保できるわけですので、これが予算の範囲で可能であれば地元のタクシーを利用できないかなというところでお聞きしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

今ほどこれ提案だと思うのですよね。多分担当課もそう検討しているわけではないだろうと思います。これはお聞きをして、いろいろ身に詰まされるというか、そうかなという思いもしながら、今、聞いておりました。前段も含めて。ちょっとこれは検討させていただくということで答弁にしたいというふうに思います。必要があれば、できますか……。じゃあ、今ほどの答弁で。

○議長 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1 子どもの無料学習支援事業の拡充を

それでは1項目をこれで終わりたいと思います。

2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

2項目、発達障がい専門医院を活用したケアの支援をということで質問をさせていただきます。先日、開院したあやめ診療所という専門の医院を視察してまいりました。こういった施設が市内にできればいいかなというふうに思っていたのですが、これは無理だろうというふうに思っていたので、これができて非常に私はうれしく思ったのです。そこで先生と1時間ぐらいお話をさせてもらって、視察もさせていただきました。

その中で、ひとりで悩んでいる親御さんがいたとしたら、これは病気や障がいじゃありません、子供さんのもって生まれた性格ですよというふうに、保護者の方が言われたときのやっぱりほっとした気持ちと、前に向かっていくというそういう気持ちが非常にこれできて、いい点ではないかなというふうに思います。ここでその発達障害専門医院が開院した経緯と市が期待する部分についてお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

それでは、桑原議員の2つ目のご質問にお答えしてまいります。発達障がいのこの問題です。専門医院が開院したということで、その経緯と期待ということでもあります。大変この間大きく報道されまして、私も大変よく進んでいるなと思いました。萌気園あやめ診療所の生活サポート外来は、まず赤ちゃんから大人までの心・体で悩んでいる人の日常生活をリハビリや薬、またペアレントトレーニング、親御さんのその障がいをお持ちの方の対処方法というのですか、そういうことも含めた、そういうことなどを通じてサポートするとしています。

思春期の子供さんたちとか、それと大人のリストカットなんかも含めて、さまざまなこういう自傷行為も含めていろいろな相談にも対応するなど、発達障がいそこだけに特化した診療ではないというふうにも伺っているところであります。

南魚沼市を含む魚沼地域には、これまで子供の発達に関する専門医療機関がなかったため、長岡市とか新潟市そういう大きなところに受診、通院する必要がありました。これは家庭にとって時間的にも経済的にも大変負担が大きく、なかなかそういうものがないために泣き寝入りということも、気づかないということも含めてあったのかもしれませんが。母子保健の大きな課題であったということでもあります。

その後、新潟県はまぐみ小児療育センターの協力を得まして、平成27年10月からは南魚沼市民病院で小児発達外来を開設するという運びになって、前に出たというところだと思います。毎月1回の診療ではありますが、丁寧な問診と指導があり、また必要に応じた投薬、薬の処方などで保護者の方々や、また学校の対応される先生方ですね、大変好評をいただいたというところであります。市では平成29年度から加えて大和庁舎において、専門医の方による児童・生徒発達相談事業を年4回実施をしているということでもあります。

昨年、萌気園の浦佐診療所での生活サポート外来の開業以来、保護者からの発達に関する相談に応じて、外来への紹介や保健師さんの同行受診などを実施しているところであります。開設者の予想以上に利用者が増えたということから、それで、今回のあやめ診療所を開業するに至ったという経緯だと聞いております。この地域で、年齢に応じた発達相談が可能となったということは、大変喜ばしいことだと思いますし、早期診断と適切なケア、この体制がますます充実してきたと考えています。

市としては今後も発達に関する悩みを持つ保護者の皆さん、そして何よりも本人が安心して例えば相談ができるこういう体制、適切なケアを受けることができるように関係機関と連

携をしながら対応していきたいということでもあります。よろしくお願いします。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

開院した経緯、非常に当市とは開院前からすごく密接によくやっていたという気がいたします。また、これをさらに発展させることができるのではないかとこのように思っています。そこで、先生いわく日本人というのが集団でいると質問ができない民族であって、小さな地域、小さな診療所こそこういうものは成果が出せるんだというふうにお話をしていました。当市としても積極的に支援が何かできることがあればいいなというふうにも思っていました。1 番の質問はこれで終わります。

この診療所に対して可能な行政の支援ということをお話したいと思うのですが、支援ということになると当然予算化、物理的な支援ということになると思います。先ほど市長の答弁もありましたけれども、もう予想以上に利用が多くて、早くも手狭感が出ています。それで作業療法を取り入れた先ほどの答弁もありましたが、リハビリと保護者と子供が一緒になって問題解決に当たるペアレントトレーニング、これが売りになっていくのかなと思います。さらに保険が適用になりますので、非常にお安く利用ができます。

治療をより効果的に多くの人に利用していただく、広域的に利用していただきたいというふうにも思っているのですが、ちょっとこの早くも手狭感、うれしい悲鳴といいますが手狭感が出ていて、私がちょっとお話しただけなのなのですが、もうちょっと広い場所がいければもっとサービスが可能になるなというふうにおっしゃっていました。

そういった中で、市が場所を提供できるようなところがあれば、非常に画期的な施設にまた発展できるのではないかとこのように思うのですが、移転できるような、もし提供できるような場所があるとすれば、検討できないかなと思ってちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

ちょっと私が通告の中にそれを——私の中ではなかったのですが、今ここで私が答えることはできませんが、そういう状況が生まれているということであれば、それはやっぱりいろいろ検討を加えるべきだと思っておりますけれども、これからもっと増えるのかもしれませんが、発見されるということも含めてですね。今まで余りそういうことが、みんながわからなかったところが、今、発達障がいという新しい、新しくもないのですが、そういうことがわかってきたということの中では。これは担当課のほうで答えられるかどうか。これはちょっとそういう答えにさせてもらえ——今ちょっとお聞きして、まだできたばかりですから、その辺もありますので、いろいろ関係機関で情報を共有しながら、必要があればやっぱりいろいろな検討を加えていくというのが行政としては当たり前だと思います。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

前向きに捉えていただけるのであれば、本当に手狭です。行ってみてわかるかなと思うのですけれども、大勢でがやがややるという作業でもないのですけれども、やっぱり階段を上ってあそこに上がっていくということよりは、もうちょっと広い場所でできれば、利用者の方にもいいかなというふうに思いますので、物理的な支援ということで少し検討をいただければというふうに思っております。

次の質問に入ります。近隣自治体からの利用を促すことにより、まず発達障がいにも有効なネットワークの構築ができないものかということで質問をさせていただきます。先ほども何度も申し上げていますが、この地域にこういった診療所ができるということが、ほぼ奇跡的なことではないかというふうに私は思っています。ただ、それが実際にできたということで、これをさらに生かしていくことが必要ではないかと思っておりますが、先生とお話した中で、この問題を抱える子供さんたち、そして親御さんに必要なことは、いろいろな人と接することであると。自分たちだけでやるのではなくて交流の輪を広げることが必要だということだったので、専門医院を利用することによって、利用者、保護者のネットワークを構築するようなことができないものかお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

それでは、答弁いたします。近隣自治体とのネットワークですね。障害者総合支援法による自立支援協議会というのが各自治体にそれぞれ設置をされているということは、議員もご承知のことと思います。南魚沼市を含む魚沼圏域の中では、障がい児・障がい者の皆さんについて各自治体における課題を持ち寄って協議をする場を、これは地域振興局内に実は設置をしています。毎年、魚沼圏域として課題解決に向けたそういういろいろなことを協議する場となっています。その部会として療育部会というのがあって、ここに発達障がい児、また障がい者への支援をテーマとして検討する際は、検討しているのですけれども、そこには既に萌気会からも参加をいただいているという形になっています。

今後も魚沼圏域での課題を共有して、新しい体制となった診療所、萌気会ですね、あの診療所についてもこれを期待することなども含めて、圏域でのネットワークや、また県や民間事業所とともにやっぱり情報共有をしながら、より良く精度を高めていくということだと思いますのでよろしくをお願いします。

そして、先ほど福祉保健部長のほうからの答弁に、ちょっと追加の訂正ということでありますので、ちょっと発言を許していただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどの1番目の関係でのご質問の中で、私が事業費2,000万円程度というふうなお話をさせていただきましたが、こちらについては生活困窮者全体の事業費のこととして、その中でひとり親世帯、それと学習支援の部分につきましては233万円。あと、ひとり親の事業のほうで400万円。ですので、全体の学習支援の事業費としましては、633万円となっております。そのうち、補助が416万円、市単独費が216万円という状況になっ

ております。以上です。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

予算についてはわかりました。633万円使えるのであれば、利用者の数は先ほどのとおりなので手厚くはできるかと思えます。よろしく願いいたします。

今の市長の答弁は、やっぱり、あやめ診療所を核としたネットワークの構築というのが可能ではないかなというふうに私も思っています。開院前から地元にとっては活動していた診療所ですので、その辺も期待していきたいというふうに思います。

4番目、最後の質問に入ります。発達障がいのある児童・生徒に対する学習支援についてであります。学習支援というのはいろいろなケースがあると思うのですが、やっぱり発達障がいの方は特殊な才能を持っている方が中にはいらっしゃる。ある一定の学力をつけることにより、自己肯定感を高め、よい方向にもっていくことが可能だというふうに先生もおっしゃってありました。こういった方々に対する学習支援も私は必要ではないかなというふうに思っています。この学習支援についての方向をお聞きしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

学校教育のほうの分野もからんで、今なかなか分けられないですね。両方が答えたりしていますが、私のほうから答えたいと思えます。発達障がいがあるお子さんの学びの方法、これはそれぞれのお子さんで大きく異なっているということでも言われています。医療的支援があれば、今ほど議員がおっしゃったとおりの確な医療支援があれば、より学びやすくなる子供、また才能を開花させる子供さんも非常に多いということも伺っているところです。

各学校では発達障がいがある子供さん一人一人の特性を十分に把握して、そして指導方法を工夫するように努めているということでもあります。医療的支援が必要な子供については、先ほどのそういう診療所とかを含めて、積極的に利用、活用いただいて、適切な学習支援も実現できるように、各学校に働きかけてまいりたいという教育現場の声でもありますので、私がかわってお答えしておきます。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 2 発達相談専門医院を活用したケアの支援を

そのように私も考えておりましたので、そういった部分でまた一生懸命取り組んでいただきたいと思えます。ほかの自治体と比べるということはいいいことかはちょっと疑問なのですが、やっぱり発達障がいに関しては、うちの自治体は進んでいるなというふうに思っています。今の市長の答弁にもあったのですが、やっぱり医療的な支援があれば伸ばせるというところが、一番可能性を持っているのが私どもの市ではないかなというふうに思っています。こちらの先生が私におっしゃった、今困るか、将来困るかというところを明確に保護者の方に伝えることができれば、的確な支援、指導が行政としてもできるのではないかなというふうに私は思っています。期待を込めましてこの事業を見守ってまいりたいと思

ます。質問は終わります。

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の方には傍聴においでいただきましてありがとうございます。議長より発言を許されましたので、今定例会初日に行われました市長の所信表明、その中で触れられておりました魚沼地域定住自立圏このことに関連して、ほんの 3 項目ほど質問をさせていただきます。では、通告に従い質問いたします。

魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについてであります。魚沼市及び湯沢町との間でそれぞれ締結した定住自立圏協定に基づき、魅力ある圏域の形成を図り、適切に役割分担をしながら圏域全体として目指すべき将来像を掲げ、連携して推進する具体的な取り組みを示すために、魚沼地域定住自立圏共生ビジョンを平成 28 年 10 月に 5 か年計画として策定をいたしました。魚沼市は「人と四季がかがやく雪のくに」、湯沢町は「自然にあつまるまち湯沢」、南魚沼市は「自然・人・産業の和で築く安心のまち」をそれぞれのまちづくりの将来像と決めています。連携する政策分野として生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を掲げています。

そして、圏域の目指す将来像として出生数の増加、人口の流出抑制、人口の流入増加の 3 本柱で、輝く四季の中で住み続けたい魚沼圏域をうたっているのであります。平成 29 年度決算を受けまして、魚沼地域定住自立圏共生ビジョンの中の 18 の連携事業のうち、以下の 3 つについてどのように総括をし、見直しを行うのかを伺うものであります。

まず、地域医療等連携推進についてであります。魚沼地域定住自立圏共生ビジョンでは、圏域内の公的病院、魚沼基幹病院、南魚沼市民病院、南魚沼市立ゆきぐに大和病院、湯沢町立湯沢病院、魚沼市立小出病院などを中心とした医療体制の役割分担や連携を図ることが明記をされています。地域完結型の医療体制、住民参加啓発、多職種連携、コーディネーター育成、高度急性期医療等は整備をされたことになっている。

地域完結型医療とは高度急性期から回復期、そして慢性期までの医療を、生活圏に近い場所で完結させることであります。しかし、地域全体の医療や介護にかかわる人的資源が不足であり、魚沼基幹病院が発展途上であり、機能分担が整理途中であると、今現在 2 市 1 町で認識をされているわけであります。特に魚沼基幹病院では、開院から平成 31 年度までの旧事業計画を見直し、平成 30 年度から平成 34 年度までの新事業計画を立て、全面稼働を 2021 年から 2022 年、2020 年度には黒字化を目指すことを決定をいたしました。そこで、魚沼基幹病院の新事業計画策定に合わせた、地域医療等連携推進事業の見直しをどう図っていくのかを伺うものであります。

次に教育・文化・スポーツ施設の相互利用についてであります。図書館、スポーツ施設及びスポーツクラブ、文化施設などの相互利用を目指して情報共有、協定締結、相互利用が計画をされています。特に文化施設の相互利用では、南魚沼市平成 29 年度決算資料を見ますと、

南魚沼市民会館の利用状況は、大ホール 66.3%に対して多目的ホール 83.9%と利用値に大きな差が出ておりました。一方、魚沼市小出郷文化会館は 2017 年 4 月 1 日より魚沼市直営から NPO 法人魚沼交流ネットワークへ委託された。教育委員会関係部局が本年の 10 月 9 日に市民会館へ移動となることに合わせた南魚沼市文化会館大ホール利用率向上を考えるべきではないか。そこで、南魚沼市民会館大ホール利用率向上のために、圏域内の文化施設相互利用をどう生かすのかを伺うものであります。

そして産・官・学、連携についてであります。南魚沼市の地域産業支援プログラム、I C L O V E がありますが、その対象を圏域内の企業や事業所に拡大し、地域産業の全体的な振興を図ると明記をされております。そのために、国際大学等の学術機関と連携をし、創業支援に関する情報提供に努めることが行政の役割と明記をされております。

南魚沼市では国際大学の卒業生ネットワークを中心としたグローバル I T パーク事業を始めました。地方創生加速化交付金を利用して大和庁舎 1 階を改造し、16 の事務所が構えられるように整備をしたわけでありまして。海外の I T 企業の誘致のためでありまして、平成 29 年度実績で進出企業 6 社、勤務者 7 人でありました。また、国際大学構内にもお試しサテライトオフィスが生まれました。グローバル I T パークの旗振りを、東京に本社があるアダムイノベーションズにお願いをしております。その中で、アダムイノベーションズ社の働き方に問題が生じたのか、4 名の従業員が退社という事態が発生をいたしました。

国際大学の卒業生ネットワークを活用したグローバル I T パーク事業は、まさに魚沼地域が連携して取り組めば日本のシリコンバレーも可能な事業であります。幹事の会社にはしっかりと業績を伸ばしていただかなくては、税金の無駄遣いでありまして。

そこで、グローバル I T パーク事業の 29 年度総括と課題を示し、魚沼圏域での連携をどう図っていくのかを伺うものであります。

以上で壇上よりの質問を終わります。市長には、いつにもまして簡潔明瞭な答弁を期待するものであります。質問内容によりましては質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問に答えてまいります。

魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

まずはこの 1 番目からであります。地域医療等連携推進事業の概要では、圏域内の公的病院を中心とした医療体制の役割分担や連携のほか、医療、介護及び福祉の連携などが機能的に働くような取り組みが不可欠であるとしまして、医療と地域包括ケアシステムの有機的な機能連携を図るため、地域医療連携推進協議会を設置するとしています。

基幹病院では平成 27 年の開院から 3 年が経過しています。経験のある看護職員の確保がなかなか難しいということから、病床のフル稼働、これだけではないと思えますけれども、病床のフル稼働が当初計画から遅れているという状況であります。この稼働病床拡大の、稼働病床をいかに多くするかという問題の対応の遅れは、患者への医療提供や経営にも影響を及

ばすために、ここまでの成果と課題を整理して、平成 30 年度から平成 34 年度までの新事業計画を策定し、今後の方向性を示すというふうにされています。

新事業計画では、医療連携の推進の中で地域が一つの病院として持続的な医療提供体制を構築するため、かたい言葉で申しわけありませんが、地域医療機関との連携体制を図っています。また、周辺病院と一体となって連携体制の強化を図ることが、患者、医療機関双方にとって有益であることから、今後も医療連携推進の取り組みを継続していくとしています。

市としましては、圏域内の医療・介護の状況、基幹病院の診療の現状などについて、今まで以上に市民によくわかっていただける見える化をして、さらに身近で関心を寄せる医療機関となっていただけるよう要望をしまいたいと思います。

現時点では、この地域医療等連携推進事業の見直しは、今のところ必要ないというふうに考えていますが、ただ、これは注視が必要だと思っています。今後、この協議会を設置するに当たり、基幹病院からは圏域内の医療連携と人材確保の中心的役割を担っていただけるものと考えております。よろしくお願いします。

2つ目の市民会館の大ホールの問題であります。先にちょっと利用率向上と言われるのですが、本当の数字を把握されているかということ、なかなか私も——今回、調べてもらった他との比較というのがあるのですね。どのぐらいの利用率かということでもあります。平成 29 年度、昨年度の南魚沼市民会館の利用率について申し上げますと、大ホールについては 66.3%です。利用率が低いと思われるかもしれませんが、実は大ホールは 1,224 席あります。この収容力があり、大きなイベント・コンサートでの利用が主であるため、こういう数値となっているということでもあります。多目的ホールであります。これは 83.9%の利用率。これは 350 席と比較的利用しやすい、効率的なやっぱりホールであるということでもあります。

この利用率の参考数値として、近隣と比べた場合どうであるか。同じ平成 29 年度で比べますと、湯沢町の公民館ホールですね、これは 370 席ありますが、利用率は 26.5%。十日町市の越後妻有文化ホール、今、段十ろうというのができています。これは昨年 11 月からありますので、3 月までのというちょっと短い利用率ですけれども、できたばかりの施設で、利用率は 48.6%。小出郷文化会館の大ホール、これが 1,136 席ありますが、利用率は 69.4%、小ホールが 406 席 66%——ちょっと早口で申しわけありませんが——になっています。

これと比較しましても、当市の利用率は非常に本当に頑張っていて健闘していると言うべきではないかという気がしております。

そして、南魚沼市民会館は、私どもの南魚沼市と魚沼市、湯沢町、十日町市のそれぞれの文化施設によるホール協会というのがあって、そこに加盟をしております。チケットの販売、機材の相互利用などを行っていきまして、当該地域の文化振興に、非常に有効に機能しているということだと思います。

そこで、ご指摘の文化・スポーツ施設の相互利用につきましてをちょっと答えたいと思います。南魚沼市と湯沢町は、今、地域広域市町村圏構成市町の——ちょっと長いので申しわ

けないのですけれども、もう一度言います。南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定。長いのですけれどもこういう名前の協定があつて、これを締結して、両市町の住民が同じ条件での利用が、現在可能となっています。

魚沼地域定住自立圏共生ビジョン、これは2市1町ですね。今度は魚沼市が加わります。これに基づきまして、相互利用の圏域を、今言った湯沢町と南魚沼市だけではなくて魚沼市も全部広げようということで、今、検討中であります。ただちょっと課題があつて、各市町により、まず利用料金、そして減免の基準等が異なつてしまつて、利用条件がなかなか統一全部されていません。なので、今、指定管理者との——それぞれの施設の指定管理者があるわけで、たくさんありますので、調整、市から指定管理者への減免補填分の予算措置など、これらを全てクリアしなければならないという課題がありますが、今後も協議を進めながらできるだけ早期に可能な範囲での相互利用を始めたいと考えているところであります。これも確か6月議会の魚沼議会の一般質問の資料を見ていましたら、やっぱり取り沙汰されてきました。なるべく早くの実現にこぎつけたいと思つているところです。

3番目、グローバルITパーク、これが毎回出ないことがありませんが、2周年になっています。総括をとつてありますが、市では、南魚沼市発であります、県内の企業さんへのグローバルITパークの認知度、それから信頼度を高めるサポートというのをしているかなければならないというふうな思いから、これまでMMDO南魚沼市まちづくり推進機構と連携をして、新潟ビズエキスポへの出展、それから新潟経済同友会さんなどが行つている業界団体へのプレゼンテーション等を活発に行つてきたところです。ちょっと今それが途切れているという形でしょうか。積極的に行つてきました。県内企業へのITパークの知名度アップを図つてまいりました。実はいろいろなご視察も受けています。来ています。私も出られるところは出ているのですけれども、県それから外側からもいらつしやっております。

市内の中小企業の結びつきを強めるための、これもMMDOの活動の一環でありましたが、むらんしょDeITなどの開催も支援してきています。その結果ですが、先の本日の佐藤議員のご質問の際にもお答えしたとおりですが、少しずつなかなかそう簡単にいきませんが、成果が出てきているものと考えています。

しかしながら、ITパーク進出企業への受注件数がまだまだ少なく、安定した受注と軌道に乗った運営ができていないということが課題であると。課題が何かといえば、そういうことになるかと思つています。なかなか外国の方がここで起業をして、そしてITビジネスを展開するには厳しい日本の我々も含めた厳しい現実があるのかなというふうに思つています。ただ、頑張つてもいただいています。

魚沼圏域での連携ということですのでけれども、最後にいたしますが、これは既に始められておりまして、魚沼市のIT関連企業との業務連携や協働に向けた協議を、今している状況でありますのでよろしくお願ひします。

市としましても、もう一度、思い新たに進んでもらわなければならない、そのMMDOさん、そしてサテライトオフィスの入居企業等とも連携をしながら、さらに魚沼圏域でのうち

の市だけではなくて、広い視野の中で連携案件が増えるように支援を続けていきたいと考えているところであります。以上であります。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

まず、医療連携のほうでありますけれども、現時点で見直しということは必要ないという、ただし注視をするという市長の答弁がありましたけれども、3月議会の同僚議員からも出ましたし、基幹病院側は150床のベッドが、開院がどうのこうのという前に、やっぱり地域包括ケア病棟であったりいろいろなことに乗り出すということについて、本来はそういう話ではなくて地域で一つの大きな病院ということで始まったわけでありますから、基幹病院がそういうことを始めるということであるとするならば、その情報共有を少なくとも公的医療機関で共有をしていなければならなかったはずなのですよ。そこが私は非常に弱かったなというふうに思っています。

そうすると、お医者さんという医師の先生方をちょっと置いておきましてね、申しわけないけれども、やっぱり病院経営ということになれば病院の事務方ですよ。事務方のトップが公的病院の先ほども申しました中での、公的病院の中での情報共有の場というのがあったというふうにも聞いてはいますし、そこに出なかったというような話も聞いてはいますけれども、ここが最も大事なところなのです。そこで情報共有をしながらどういう流れに基幹病院がなっていくのかとうことに合わせて、少しずつ、下のといっちは悪いですが、市民病院も含めた病院が役割分担をかえていかざるを得ないということになってくるわけですから。そこら辺のやっぱり事務のトップ方での情報共有ということについて、私はあったというふうには聞いてはいるのですけれども、そこら辺の実情はどうであったのかということ、市長も把握なさっていると思いますよ。ですので、そこがとっても大事だと思いますよ。それもなしに基幹病院がどんどん、どんどん先へ進んでいったとするならば、それはちょっと問題ではありませんかということをおっしゃるを得ないのですけれども、その辺の事情についてご答弁ください。

○議 長 市長。

○市 長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

言われているところは、多分ちょっと遠回し的にも言っておられるので、いつのこととか言いませんが、私もちょっとそこまで言われないとわからないところもありますけれども、大体わかっているつもりで言うと、当初そういうところも認めなかったところもあったのではないかと思いますね。なので、今は基幹病院の事務方のやっておられる方々とも、いろいろな形で地域に開かれたというか、見える化というのですか、そういう体制にやっというふうなことで、随分前に出て頑張っておられるんじゃないかと思います。

非常に歓迎したいと思いますし、我々も逆に全く責任がないとも、私自身がですね、言えないと思います。うちの市には事業系の企業のトップもいるわけですが、やっぱり本当に大きな意味での地域の医療体制になっているわけなので、我々ももうちょっと積極的に

やるべきところもあるなという思いを、正直しています。なので、みんなで頑張らないと、先ほどの本当の意味の地域で一つの病院という体制というのはつくり上げられないものだと思いますから、一生懸命やらなければいかなと思います。

ちょっと多分、答えに不足があるかなと思いますので、担当のほうからも答えてもらおうと思います。今、現状でも一生懸命、本当にいろいろなことを反省しながら、やっぱり繰り返し……。そういうことを繰り返してきちんとやられていこうという方向になっていると思いますので、ぜひとも見守っていただきたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

事業説明の関係でございますけれども、6月5日に基幹病院の事務長、それから担当の課長に来ていただきまして、市民病院のほうで宮永管理者、田部井院長、それから主席副院長それから副院長、私、秋山看護部長、庶務課長と医事課長で、もろもろ事業計画の説明会といたしますか、説明に来てくださいということで詳細にわたりお伺いをいたしました。

その中では、先ほど市長も申し上げましたけれども、計画の見直しの論点といたしますか3点ほど確かあったと思うのですが、それらの説明とか包括ケア病床の説明、逆に我々のほうから、何でその計画なのだというような投げかけ、そういったことでやりとりがございました。そういったことで情報共有といたしますか、そういうことはしているということでございます。以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

7月でしたかね。南魚沼市議員団、それから魚沼市議員団それぞれと、基幹病院との意見交換会というのがありまして、その中で資料をいただいてきたわけでありまして。その中でも、私たち党派は政務活動で南魚沼市議員団との交換会には出られなかったのですが、魚沼市議員団との意見交換にはオブザーバーとして出席をさせていただきました。その中でいくと、どうも魚沼市さんのほうの事務方といたしますか、それとはしょっちゅうその意見交換をしているという雰囲気を感じ取れたというところがあったのです。そうすると、じゃあ南魚沼市はどうなのかなということになると、今、事務部長が言ったように6月5日ということになると、毎月とは言いませんけれども2か月に一遍ぐらい意見交換をしながら、ここは本当に見直しをしていくという方向であるとするならば、基幹病院がとっとと先に進まれたって、うちが後からついてこいといっても非常に困るという部分があるわけですから。そこら辺は年に1回とかそういうレベルではなくて、月1回、あるいは二月に1回とこまめな意見交換をしながらやっていかなければならないというふうに思っておりますので、そこら辺の回数を増やすとか、いろいろなところを詰めるとかということをしてもらいなと思いました。

もう一点は、どうしてもその民間病院というのは魚沼圏域でいった場合に、新潟県が医療圏域を決めたときですよ。民間病院を含めてここら辺全体をどうしようという話があったわ

けですよ。その民間病院の非常に大きな動きがどんどん出てきたというところも合わせていけば、基幹病院自体も担っている役割がどんどんと重たくなっていくはずなのです。それに合わせて事業計画を恐らく30年度からの分を直したということということであるならば、それについての細かな意見交換、情報共有それがなっていないと、本当に後から、はてどうしようかというのが非常に困る部分があるので、前々から言っていますけれども、郡市医師会の先生方——特に理事会の方ですね、郡市医師会の。理事会の方も含めた公的病院の事務部長等々の意見交換会、これはきっちりやっていないと住み分けができなくなるのですよ、ということがいえると思うのです。今いきなりこういう提案をしたわけでありましてけれども、とにかく郡市医師会の理事会とか公的云々の事務部長等々の意見交換会、これは頻りにやっていたかなければならないと思いますけれども、市長はどのようにお感じになったのか伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

言われれば本当にそういうふうに意思疎通をしていただき、そして情報共有をしていただき、いろいろな課題を整理して前に進んでもらいたいと思います。聞いていけないから申しわけないのですが、私も郡市医師会の会長ともお会いしていますし、病院の管理者とも話をしますけれども、議員はそういう人たちから必要があるということを知って今、質問をされているのはちょっとわかりませんが、そういう方々こそ自分たちでも思いがあると思いますので、私のほうからもそういう必要があるんじゃないかという話はさせてもらいたいと思います。そういうことを聞いてそういう話になっていると——聞いちゃいけないですね。やっぱり必要に思うのは彼らでしょう。我々もそう思いますけれども。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

ことしの4月11日でありますけれども、財務省が要するに医療費総額のね、これをどうやって縮減を図るかということで、改革案というのを提示したわけです。その中で、医療提供体制の改革の中で地域別診療報酬の活用というものすごい発想のことをやっているわけです。これは2025年ですよ。団塊世代の方が全員後期高齢者になる、そういうときに必要な病床数が機能別に算定をされるというようなことで、こういうような財務省の考え方を示しているというわけでありました。

そうすると、恐らく新潟県でもそれに合わせた病床数をどうするというような話もあるわけでありまして、こういったところが本当に公的病院の連携、あるいは郡市医師会の理事会の先生方で情報共有ということになっているのかどうかというのは、非常に心配なのです。国が勝手に決めてあせいと言われて、交付金を出しませんよと言われても、実際にこの医療の最先端にいる地方自治体が困ったと。民間も本当に困ったというようなことになっては非常に困るわけで、そういうところに備えるために、きちっとした情報共有の場を設けるということで進めてもらいたいと思います。

医療連携については以上で終わりました、2番目の文化会館のほうでありますけれども、言われるとおりに市民会館は、非常に収容能力も大きくてはっきり言って利用料金が高いというのもある、なかなか小ホール並みにはいかない。利用率が上がっていかないというのは、これは前から言われていたとおりなのです。ただ、小出の文化会館とうちの市民会館等々の開催のイベントや何かをいろいろ見てもらうと、小出郷のほうはNPOが入っているせいだとは言いたくないのですけれども、魅力的なといえればいいのですか、客をひくなどというものが非常に多いという感じがします。利用率で比べてわずか6%ぐらいの違いでしかないというふうに言われればそうかもしれませんけれども、こういうところによそがそうやっていいものを作って利用率を上げているというのだったならば、そこを当然まねをしていかなければならないというふうに私は思っているのです。それが連携だろうなと思っています。

スポーツ施設については、湯沢町とは随分前からもうそれぞれの住民並みの利用料金ということでさせてもらって、非常にありがたいのがあった。魚沼市さんとはこれからだということなのですけれども、要はそういつていろいろなことを仕掛けてくるノウハウを持っている団体と、やっぱり情報共有をしながら連携をしていくということで、もうけが大きいからということではなくて、いろいろな面で利用率を上げるということは可能であろうというふうには思っているのです。けれども、これは文化公社に指定管理でお願いをしていますから、市がああせい、こうせいとはなかなか言いづらい部分もあるだろうけれども、そういうような考えをもって、市長答弁のほうで魚沼市さんとの、いろいろな条件は違いますがけれども、連携を進めるんだということややっていくんだなということで、ちょっと確認ですけれども2回目はそういうことでお聞きします。今言ったようなことも含めて魚沼市さんとの連携を深めていくんだというふうに考えていいわけですね。

○議 長 市長。

○市 長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

今、寺口議員がおっしゃった運用のほうですかね、運営というか。中身の質というかそういったところをちょっと私がそこではなくて、料金とかそういう問題なのかと思っていたところもあったのですけれども、連携していけばそういうことが深まって、当然いろいろな形で連携していこうと思っているのですが、これはちょっと私が答えかねるので担当のほうから答えさせます。どういうところが話し合われているか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

今、魚沼市とは文化施設関連につきましては、例えば図書館であるとかスポーツ施設であるとか、今言った文化施設であるとか、それぞれで協議をしながら相互連携を深めていこうということでやってございます。図書館については料金がかからないものですから、すぐにも始めたいというふうに思っておりますし、文化施設についても減免率だとか市長が申した料金とか若干違いはありますけれども、その辺の状況を整理しながら、議員がおっしゃる

ように利用拡大について努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

この定住自立圏の共生ビジョンの中では、そこまで踏み込んだ計画がされていなかったの
でありますけれども、ここまでといいますか、ことしが3年目でありますけれども、やっぱ
り後半とするとそこが最も大事なかなと。利用料金を減免ということはありがたいのだけ
れども、それにとどまらずに企画の面でもいろいろなアイデアをお互いが出し合って、いい
ところを使うというような連携まで進めるということでの話し合いを進めてもらいたいと思
います。

3 番目のグローバル I T パークでありますけれども、初めはスリランカ、ミャンマーから
の企業ということで、カタカナの会社がぼぼぼと入ったものですから、一度お伺いをして
みました。けれども、そのときにはその会社の方もいらっしゃったのです。ところがな
かなかその後、どうなのかなというふうにしてことし行ってみましたけれども、看板はか
かっている人がいらっしゃらないという状況でした。どうしたのかなということでアダムイ
ノベーションズさんにお伺いをしたら、実は従業員関係ではこうなのだという話を伺った
わけです。

そうすると、市が本当にグローバル I T パークは「グローバル」ですから、地球です
からね。新潟県内企業ということではなくて始めた事業で、ここがなかなかうまくい
っていないということであるならば、その部分をどうなのかなということになると、
では旗振りとしてお願いをしているアダムイノベーションズさん自体がどうなの
かな、どういうふうにも評価をするのかという部分が一番聞きたかったところ
です。旗振りをしている会社自体がどうなのかなというところで、そこで、
次の手をというふうにも考えるべきなのですから、市長のほうとしてはこの
アダムイノベーションズさん、2年間やっていただきましたけれども、その
辺はどのような評価なのか。県内企業への宣伝が足りないとかということ
をまず置いておいて、会社としてどのように評価をするのかということ
をちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

寺口議員が今回初めてではなくて、いろいろな方からこの話を聞いています。先ほども、
きょうでしたか、きのうだったでしょうか。一般質問の中で何度も、言いわけっぽく
て申しわけないのですが、そう急がれてもそう簡単じゃないですよ話を
していますが、その中で今やっておられるアダムイノベーションズさん、
そこに頑張ってくれよと、今言っている段階であります。それ以上でも
それ以下でもありませんので、これをもって答弁とさせていただきます。

余り細かくまで言いたくありません。いろいろな思いはあります。もうちょっと
頑張ってもらいたいことを含めて。その辺をくみ取っていただきたいなと思
います。頑張ってきてくれていることも事実。なかなか成果が出ないという
ところが実態じゃないかなと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

産学官連携の中でキーポイントになるのは、国際大学の卒業生のネットワークでありますよね。このネットワークをどう生かすかということで、最初この企業をということで選定をしたわけでありましてけれども、そうすると、じゃあその実際に普通の方が大和庁舎1階のほうに出かけて行って、相談をしたい、話を聞きたいといったときに、なかなかさっと入って話をできるという雰囲気ではないのですよ。そういうところをまず考えなければならぬと。そうすると、じゃあこのITパークでということになると、あちらこちらでもって東京へ行って宣伝をする、新潟へ行って宣伝をする、それはいいのです。いいのですけれども、実際、現地にいる方が、あそこを訪ねてきた方の気楽に相談に乗っていただけるというのがとっても大事なのです。

そうすると、あの雰囲気を見れば、あの扉を1つ開けただけで、ほぼカタカナですよ。飛び交っているのは大体英語ですから。そうするとここは別天地に来たのだなという感じをまず持つのです。その中で、きちんと話を聞いていただける方がここだということであると、そのアダムイノベーションズさんは残念ながらそういう雰囲気ではちょっとないなという感じがしたのです。

そうするとそこに行って実際に説明をしていただける方を置くと、あるいは会社を置くということが最も大事だなというふうに思っているものですから、そういうところ、言ってみればコーディネーターみたいなものですよ。そういう方を置くということが非常に大事ななというふうに思っていますけれども、そういうお考えというのは市長にありませんか。

○議 長 市長。

○市 長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

そのことまでは私の答弁を考えておけという通告はないわけなので、今、言われているわけですが、言われてみればそのとおりだと思いますが、今はここで考えがあるかないかと言われても、あるのでできるということでもないのです。担当課から答えてもらいます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

グローバルITパークの件、触れる前に1点ちょっと、産学官連携の中でICLOVEという趣旨からの質問だったかと思えます。寺口議員にここをちょっと再認識していただきたいのは、ICLOVEの場合は、今、「金」が入っていますので、産学金官ということで4本柱。ここの金融関係が抜けますと、私がきのう中沢一博議員に言い切ったことはうそになりますので、ちょっとそこだけ1点補足をさせていただきます。

ITパークですが、今、状況はどうかと。MMDOが委託した関係でビスエクスポに出展いたしました。そこでも1万1,000人強の来場者の中で、うちのアダムイノベーションズのところが一番盛況でありました。15社相談があって、今、10社商談中であります。その中から幾つ残れるかというのは、1つでも多く残っていただければまた一歩進めるのかなと思

ます。そこで今後——そこに今、相談役というか行ったときにどうかという点ではありますが、新しく統括マネージャーが採用されております。この方が窓口になってきた方には対応できるようになっていますので、大分企業としていい方向に展開しているのではないかというふうに担当課としては思っているところであります。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

統括マネージャーの方は、6月に入られた方ですよね。実際にお会いをしてきました。どのようなお仕事ですかという話を聞けば、財務といたしますか、そちらが非常に主だなという感じがしたわけです。全体的なものとはいうと、前からいらっしゃる方がお1人、今、2名体制でやっているということでした。新潟に行って宣伝も結構なのですよ。問題は同僚議員が言ったように、市内の若者の起業——業を起す、これにどういうふうにつなげていくかと。外国からも呼ぶためにITパークをつくりましたと。なかなかちょっと厳しい状況ですけども、じゃあ、市内の若者の起業、業を起すということになった場合に、そこにコーディネーターを置くと。あるいはコーディネーターとなるような事務所があるということは非常に大切なのです。

私も実はICLOVEの会員でありますけれども、私が中国や香港に行って学習塾をするのかという、そういう相談だけではないのです。ICLOVEとするとそういうのもあるけれども、実は市内の若者が業を起こしたい、起業したいという人と、国際大学の卒業生ネットワークこれをつなげてくれる、その間に入ってくれるコーディネーターというのはとっても必要なのです。

そういうところが商工観光課にあるんじゃないかと、せっかくああいうのをつくったらITパークの1つのブースの中にそういう事務所を置くということは非常に大切だと思います。そこに行って、若者が、先ほども言いましたけれども、ドアを開けて入った瞬間に別世界なのです。そこでどういう刺激を受けてやっていくかということになると、非常に刺激的ない雰囲気なのです。そのためにもそうすると、地元の若手の企業のそういうものを刺激するためにも、ICLOVEの窓口であったり、ITパークの窓口であったりと。そういうところを受けるそういうブースが絶対必要なのですよ。そういうのを置けば、この前、何かちょっと遊びに行ってみただけけれども、日本人じゃない方が日本語で対応してくれてこうだったと。ちょっとうちのブドウを売りたいんだけどと話をしたら、いろいろな相談に乗ってくれたとか、そういうような話が私は実現する可能性があるというふうに思うのです。

ですので、役所の中に置いていて宣伝をするという発想ではなくて、せっかくああいうところをつくったのであればそういうところに相談のブースを置く。それがこれからの勝負だなというふうに思っているのですけれども、これはまあ、いきなりの提案ですから考えてみましょうということになるかもしれません。いや、それは必要ないんだということになるかもしれないのですけれども、すごく大切なところだなと思うのです。

全くの素人が入ってみて、本当に何遍も言いますよ、別世界なのですよ、あそこが。そこ

で刺激を受けて、じゃあ僕は米を作っているのだけれども、どこで米をどうすればいいのかな、何ていう話を気軽にできると。そういうようなブースがあって、初めてそのグローバルITパーク、あるいはICLOVEが、私は生きてくるんじゃないかというふうに思っていますけれども、お考え、感想があれば伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

まず、ご意見として承っておきたいと思います。いいなというふうには思います。その辺は意見として承って、今後に生かせることがあればということで考えてみたいと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 魚沼地域定住自立圏共生ビジョンについて

この前お伺いしたときに、グローバルITパークでもらった冊子があります。実際7社がそれぞれ出ていて、非常に商品といたしますかが多岐にわたって、魅力的なのですよ。魅力的なのだけれども、やっぱり地元の若手の起業家がこういうところに行って何かをするといったときに、とても私ではこういうものにはちょっと手が届かないのだけれども、実は身近なところに農産物の特産品でもいいわけですから、そういうのを海外で売りたいんだけどもといったときに、相談に乗ってくれるというのが、何遍も言いますよ、市役所の中ではなくて、ああいうところにあるというのに非常に私は魅力を感じるのです。

そういうふうにしてやっていかないと、なかなかグローバルITパークもMMDOさんも新体制になって頑張るといっても、宣伝は宣伝でしかないのです。実際に現地に来て、見て、なるほどといって了解してやってもらうということが非常に大事であるというふうに思っています。

このグローバルITパーク、我々は会派で神山町のほうの例のサテライトオフィス、NPOグリーンバレーにお邪魔しましたけれども、やっぱり気楽に相談ができる、これが一番だったと思うわけです。そうすると、あそこは町外の方がたくさんやってまいりましたけれども、うちの市はまず市内の若者でもそういうところにたけた者は、ぽつぽつと帰ってきているというのであれば、そこにじゃあ、どうやってこれから彼らを生かしていくのかということになれば、私はもう大和庁舎にあるITパーク、あそこしかないなというふうに思っています。ぜひともうちの若い皆さんに起業させるためにも、あそこにブースを置くと。ブースを置いてとにかく刺激を与えていくということを、前向きに取り組んでいただきたいということで質問を終わります。もう一度何か感想がありましたら伺っておきます……（何事か叫ぶ者あり）なし。終わります。

○議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議はあす9月13日9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後2時50分]